

平成30年度 都区財政調整区側提案事項説明メモ一覧

【議会総務費】・・・20項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
1	自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金	11	帰宅困難者対策用食料等の備蓄(一時滞在施設用)
2	広報広聴費(区民意識意向調査)	12	庁舎維持管理費(交換便等)
3	被災者生活再建支援システム運用経費	13	地域コミュニティ活動支援費
4	防災対策(災害医療体制検討会議)	14	新地方公会計制度運用経費
5	防災井戸関係経費	15	公金取扱手数料
6	安全安心まちづくり推進事業費(自動通話録音機貸与事業)	16	監査委員費
7	地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業経費	17	自治体総合賠償責任保険費
8	都区市町村電子自治体共同運営システム経費	18	全国市長会負担金
9	法務管理費(報酬)	19	全国市議会議長会負担金
10	防災市民組織育成費	20	職員被服貸与費

【民 生 費】・・・18項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
21	社会福祉法人認可等事務費	30	宿泊所等管理運営費
22	敬老事業費	31	心身障害者緊急一時保護事業費
23	介護人材確保・定着支援事業費	32	地域生活支援事業費
24	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	33	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費
25	定期利用保育補助事業費	34	区立保育所管理運営費(公設民営委託料)
26	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費	35	私立保育所施設型給付費等
27	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費	36	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費
28	【態容補正】区立保育所管理運営費・私立保育所施設型給付費等(年度途中開所保育所運営費)	37	利用者負担(保育所等)
29	国民健康保険事業助成費(データヘルス計画等)	38	支払代行業務委託費(社会福祉費・老人福祉費・生活保護費・児童福祉費)

【衛 生 費】・・・10項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
39	健康増進計画・食育推進計画策定経費	44	予防接種費(接種率等)
40	公害保健対策費(自動車騒音・振動・交通量調査経費)	45	自殺防止対策事業費
41	鳥獣被害対策事業費(アライグマ・ハクビシン対策)	46	性感染症対策費
42	健康相談事業費	47	環境衛生費(水質検査)
43	予防接種費(事務経費)	48	精神保健対策費

【清 掃 費】・・・1項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
49	清掃費の見直し		

【経済労働費】・・・2項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
50	公衆浴場助成事業費	51	商工振興費(工業振興費助成)

【土 木 費】・・・5項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
52	都市整備総務費(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定経費)	55	特別区債(道路改良)の見直し
53	道路占用料	56	【態容補正】道路・橋りょうの新設及び拡幅等の特別区債、公債元利償還金の見直し
54	公園使用料・占用料		

【教 育 費】・・・8項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
57	【小・中学校費】学校運営費(ICT支援委託)	61	私立幼稚園協会補助事業費
58	【小・中学校費】学校運営協議会等経費	62	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費
59	いじめ問題対策委員会等経費	63	音楽鑑賞教室
60	PTA活動推進費	64	私立幼稚園施設型給付費

【そ の 他】・・・6項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
65	【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事)	68	減収補填対策
66	【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(土木工事)	69	都市計画交付金
67	特別交付金	70	児童相談所関連経費

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	1	議会総務費	経常			
事業名	自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金					
<p>● 概要</p> <p>全区が利用する自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定） 負担金補助及び交付金 4,150,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	1,302,000			
	比例費	0	2,848,000	0	110	110

No	2	議会総務費	経常			
事業名	広報広聴費（区民意識意向調査）					
<p>● 概要</p> <p>区民の定住意向、区への愛着や誇りを調査する区民意識意向調査委託料について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>・ 標準区の設定は、「毎年度調査」とする。 【標準区経費】（全固定） 委託料（区民意識意向調査委託） 2,754,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	109,094,668	111,848,668			
	比例費	82,285,588	82,285,588	4,705	4,768	63

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	3	議会総務費	経常			
事業名	被災者生活再建支援システム運用経費					
<p>● 概要</p> <p>被災者生活再建支援システム運用経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定） 委託料 3,514,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	2,490,000	0	85	85	
比例費	0	1,024,000				

No	4	議会総務費	経常			
事業名	防災対策（災害医療体制検討会議）					
<p>● 概要</p> <p>災害医療体制検討会議委員の報酬について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定） 報酬（災害医療体制検討会議委員） @10,960円×8人＝ 87,680円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	21,927,267	22,014,947	504	506	2	
比例費	0	0				

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	5	議会総務費	経常								
事業名	防災井戸関係経費										
<p>● 概要</p> <p>区、民間事業者等が設置する防災井戸の保守等に要する経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table> <tr> <td>需用費</td> <td>321,000円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>1,008,000円</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>946,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,275,000円</td> </tr> </table>				需用費	321,000円	委託料	1,008,000円	工事請負費	946,000円	計	2,275,000円
需用費	321,000円										
委託料	1,008,000円										
工事請負費	946,000円										
計	2,275,000円										
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）							
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)						
固定費	0	0	0	61	61						
比例費	0	2,275,000									

No	6	議会総務費	経常									
事業名	安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与事業）											
<p>● 概要</p> <p>振り込め詐欺等の特殊詐欺への緊急対策として、東京都が平成27年度まで実施していた自動通話録音機の無償貸与事業が、平成28年度から都補助制度に移行したため、特別区が実施している自動通話録音機貸与事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table> <tr> <td>需用費（自動通話録音機購入費）</td> <td>@6,540円×385台＝</td> <td>2,517,900円</td> </tr> </table> <p>【特定財源】（全比例）</p> <table> <tr> <td>都支出金</td> <td>@6,540円×385台×1/2＝</td> <td>1,258,950円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td></td> <td>1,258,950円</td> </tr> </table>				需用費（自動通話録音機購入費）	@6,540円×385台＝	2,517,900円	都支出金	@6,540円×385台×1/2＝	1,258,950円	差引一般財源		1,258,950円
需用費（自動通話録音機購入費）	@6,540円×385台＝	2,517,900円										
都支出金	@6,540円×385台×1/2＝	1,258,950円										
差引一般財源		1,258,950円										
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）								
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)							
固定費	0	0	1,705	1,739	34							
比例費	63,913,860	65,172,810										

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	7	議会総務費	経常			
事業名	地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業経費					
<p>● 概要</p> <p>平成27年12月25日付総行情第77号「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」に基づく、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度までに21区で事業が完了する見込みであることから、平成30年度単年度算定とする。 <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>委託料 142,848,000円</p> <p>【特定財源】（一部固定）</p> <p>国庫支出金 28,530,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 114,318,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	115,664,000			
	比例費	0	△1,346,000	0	2,624	2,624

No	8	議会総務費	経常			
事業名	都区市町村電子自治体共同運営システム経費					
<p>● 概要</p> <p>都区市町村電子自治体共同運営システム経費について、負担金補助及び交付金でまとめて算定されている経費を委託料と負担金補助及び交付金に分けるとともに、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>委託料（電子申請サービス提供委託料）</p> <p>0円 ⇒ 2,451,000円 (+2,451,000円)</p> <p>委託料（電子調達サービス提供委託料）</p> <p>0円 ⇒ 11,827,000円 (+11,827,000円)</p> <p>負担金補助及び交付金（共同事務処理負担金）</p> <p>370,000円 ⇒ 432,000円 (+62,000円)</p> <p>負担金補助及び交付金（サービス利用負担金）</p> <p>10,436,000円 ⇒ 0円 (△10,436,000円)</p> <hr/> <p>計 10,806,000円 ⇒ 14,710,000円 (+3,904,000円)</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	5,588,000	11,946,000			
	比例費	5,218,000	2,764,000	268	349	81

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	9	議会総務費	経常			
事業名	法務管理費（報酬）					
<p>● 概要</p> <p>顧問弁護士報酬について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>報酬（顧問弁護士） 1,910,400円 ⇒ 4,904,400円（+2,994,000円） (@159,200円×12月) (@204,350円×12月×2人)</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	7,759,740	10,753,740	183	252	69
	比例費	191,800	191,800			

No	10	議会総務費	経常			
事業名	防災市民組織育成費					
<p>● 概要</p> <p>防災市民組織育成費について、防災資器材の修繕料、防火防災訓練災害補償等掛金の追加算定を含め、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>需用費（消耗品費） 5,040,700円 ⇒ 6,141,000円（+1,100,300円） 需用費（印刷製本費） 384,900円 ⇒ 384,900円（±0円） 需用費（修繕料） 0円 ⇒ 425,000円（+425,000円） 委託料 619,600円 ⇒ 1,640,000円（+1,020,400円） 備品購入費 988,500円 ⇒ 3,593,000円（+2,604,500円） 負担金補助及び交付金（組織運営経費助成） 10,614,000円 ⇒ 10,614,000円（±0円） 負担金補助及び交付金（防火防災訓練災害補償等共済掛金） 0円 ⇒ 350,000円（+350,000円）</p> <hr/> <p>計 17,647,700円 ⇒ 23,147,900円（+5,500,200円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	0	471	618	147
	比例費	17,647,700	23,147,900			

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	11	議会総務費	経常															
事業名	帰宅困難者対策用食料等の備蓄（一時滞在施設用）																	
● 概要	平成27年度財調協議により特別区の事業進捗に合わせ、算定を見直すこととされている帰宅困難者対策用食料等の備蓄（一時滞在施設用）に係る経費について、算定を充実する。																	
● 算定内容	<ul style="list-style-type: none"> 特別区全体の一時滞在施設の受入規模の平均を標準区受入規模として算出した。 <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>需用費（職員及び児童福祉施設等利用者用）</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:20%; text-align: right;">31,457,345円</td> <td style="width:10%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width:20%; text-align: right;">31,457,345円</td> <td style="width:20%; text-align: right;">（±0円）</td> </tr> <tr> <td>需用費（一時滞在施設用）</td> <td style="text-align: right;">1,430,715円</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: right;">2,388,672円</td> <td style="text-align: right;">（+957,957円）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">32,888,060円</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: right;">33,846,017円</td> <td style="text-align: right;">（+957,957円）</td> </tr> </table>				31,457,345円	⇒	31,457,345円	（±0円）	需用費（一時滞在施設用）	1,430,715円	⇒	2,388,672円	（+957,957円）	計	32,888,060円	⇒	33,846,017円	（+957,957円）
	31,457,345円	⇒	31,457,345円	（±0円）														
需用費（一時滞在施設用）	1,430,715円	⇒	2,388,672円	（+957,957円）														
計	32,888,060円	⇒	33,846,017円	（+957,957円）														
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）														
		区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)											
		固定費	2,740,211	3,698,168	867	889	22											
		比例費	30,147,849	30,147,849														

No	12	議会総務費	経常					
事業名	庁舎維持管理費（交換便等）							
● 概要	交換便等について、交換便委託料に郵便業務委託料を追加算定し、算定を充実する。							
● 算定内容	<p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>委託料（交換便等）</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:20%; text-align: right;">10,674,000円</td> <td style="width:10%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width:20%; text-align: right;">20,195,000円</td> <td style="width:20%; text-align: right;">（+9,521,000円）</td> </tr> </table>				10,674,000円	⇒	20,195,000円	（+9,521,000円）
	10,674,000円	⇒	20,195,000円	（+9,521,000円）				
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）				
		区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
		固定費	269,530,573	262,528,429	10,162	10,442	280	
		比例費	148,518,977	165,042,121				

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	13	議会総務費	経常																														
事業名	地域コミュニティ活動支援費																																
● 概要	包括算定されている地域コミュニティ活動支援費について、算定を充実する。																																
● 算定内容	<p>【標準区経費】（全比例）</p> <table> <tr> <td>報償費</td> <td>404,900円</td> <td>⇒</td> <td>420,000円</td> <td>(+15,100円)</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>840,000円</td> <td>(+840,000円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>2,170,000円</td> <td>(+2,170,000円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>10,223,500円</td> <td>⇒</td> <td>21,840,000円</td> <td>(+11,616,500円)</td> </tr> <tr> <td>負担金補助及び交付金</td> <td>52,698,000円</td> <td>⇒</td> <td>66,990,000円</td> <td>(+14,292,000円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>63,326,400円</td> <td>⇒</td> <td>92,260,000円</td> <td>(+28,933,600円)</td> </tr> </table>			報償費	404,900円	⇒	420,000円	(+15,100円)	需用費	0円	⇒	840,000円	(+840,000円)	役務費	0円	⇒	2,170,000円	(+2,170,000円)	委託料	10,223,500円	⇒	21,840,000円	(+11,616,500円)	負担金補助及び交付金	52,698,000円	⇒	66,990,000円	(+14,292,000円)	計	63,326,400円	⇒	92,260,000円	(+28,933,600円)
報償費	404,900円	⇒	420,000円	(+15,100円)																													
需用費	0円	⇒	840,000円	(+840,000円)																													
役務費	0円	⇒	2,170,000円	(+2,170,000円)																													
委託料	10,223,500円	⇒	21,840,000円	(+11,616,500円)																													
負担金補助及び交付金	52,698,000円	⇒	66,990,000円	(+14,292,000円)																													
計	63,326,400円	⇒	92,260,000円	(+28,933,600円)																													
	標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																														
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																											
	固定費	0	0	1,690	2,462	772																											
	比例費	63,326,400	92,260,000																														

No	14	議会総務費	経常															
事業名	新地方公会計制度運用経費																	
● 概要	新地方公会計制度運用経費について、公会計システム運用経費を追加算定するとともに、算定を充実する。																	
● 算定内容	<p>【標準区経費】（全固定）</p> <table> <tr> <td>委託料（財務書類作成委託）</td> <td>1,370,500円</td> <td>⇒</td> <td>3,489,000円</td> <td>(+2,118,500円)</td> </tr> <tr> <td>委託料（公会計システム運用保守委託）</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>935,000円</td> <td>(+935,000円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,370,500円</td> <td>⇒</td> <td>4,424,000円</td> <td>(+3,053,500円)</td> </tr> </table>			委託料（財務書類作成委託）	1,370,500円	⇒	3,489,000円	(+2,118,500円)	委託料（公会計システム運用保守委託）	0円	⇒	935,000円	(+935,000円)	計	1,370,500円	⇒	4,424,000円	(+3,053,500円)
委託料（財務書類作成委託）	1,370,500円	⇒	3,489,000円	(+2,118,500円)														
委託料（公会計システム運用保守委託）	0円	⇒	935,000円	(+935,000円)														
計	1,370,500円	⇒	4,424,000円	(+3,053,500円)														
	標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）															
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)												
	固定費	1,370,500	4,424,000	32	102	70												
	比例費	0	0															

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	15	議会総務費	経常			
事業名	公金取扱手数料					
<p>● 概要</p> <p>公金取扱手数料について、受託事務手数料単価が平成30年度から改定（増額）されることから、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>役務費（受託業務経費） 7,174,900円 ⇒ 8,925,000円（+1,750,100円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	401,880	401,880	927	974	47
	比例費	34,398,054	36,148,154			

No	16	議会総務費	経常			
事業名	監査委員費					
<p>● 概要</p> <p>監査委員費について、事業費全体を見直し、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>給料、報酬、給与費、職員手当等、共済費、災害補償費、旅費 70,784,730円 ⇒ 70,784,730円（±0円）</p> <p>交際費 84,000円 ⇒ 0円（△84,000円）</p> <p>需用費（消耗品費） 35,700円 ⇒ 625,000円（+589,300円）</p> <p>需用費（印刷製本費） 144,700円 ⇒ 177,000円（+32,300円）</p> <p>需用費（会議費） 24,500円 ⇒ 0円（△24,500円）</p> <p>役務費 0円 ⇒ 16,000円（+16,000円）</p> <p>委託料 0円 ⇒ 381,000円（+381,000円）</p> <p>使用料及び賃借料 17,800円 ⇒ 63,000円（+45,200円）</p> <p>備品購入費 28,600円 ⇒ 0円（△28,600円）</p> <p>負担金補助及び交付金 100,000円 ⇒ 62,000円（△38,000円）</p> <p>計 71,220,030円 ⇒ 72,108,730円（+888,700円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	50,313,909	54,367,736	1,715	1,724	9
	比例費	20,906,121	17,739,994			

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	17	議会総務費	経常			
事業名	自治体総合賠償責任保険費					
<p>● 概要</p> <p>自治体総合賠償責任保険費について、一部固定を導入し、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定） 役務費 7,944,000円 ⇒ 8,299,000円（+355,000円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
		現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
		0	2,197,000	212	213	1
		7,944,000	6,102,000			

No	18	議会総務費	経常			
事業名	全国市長会負担金					
<p>● 概要</p> <p>全国市長会負担金について、算定を縮減する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定） 負担金補助及び交付金 1,587,000円 ⇒ 1,253,000円（△334,000円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
		現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
		142,830	412,000	42	32	△10
		1,444,170	841,000			

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	19	議会総務費	経常			
事業名	全国市議会議長会負担金					
<p>● 概要</p> <p>全国市議会議長会負担金について、算定を縮減する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定） 負担金補助及び交付金 1,590,000円 ⇒ 1,157,000円 (△433,000円)</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	445,200	372,000	40	29	△ 11	
比例費	1,144,800	785,000				

No	20	議会総務費	経常			
事業名	職員被服貸与費					
<p>● 概要</p> <p>職員被服貸与費について、算定を縮減する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定） 需用費 15,437,100円 ⇒ 10,741,000円 (△4,696,100円)</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	3,951,898	4,641,000	398	270	△ 128	
比例費	11,485,202	6,100,000				

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	21	民生費（社会福祉費）	経常								
事業名	社会福祉法人認可等事務費										
<p>● 概要</p> <p>区市町村に移譲された社会福祉法人に対する認可等の事務費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table> <tr> <td>報酬</td> <td>567,000円</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>187,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>782,000円</td> </tr> </table>				報酬	567,000円	需用費	28,000円	委託料	187,000円	計	782,000円
報酬	567,000円										
需用費	28,000円										
委託料	187,000円										
計	782,000円										
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）									
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)								
固定費	0	175,000	0 20 20								
比例費	0	607,000									

No	22	民生費（老人福祉費）	経常						
事業名	敬老事業費								
<p>● 概要</p> <p>敬老の日に祝い品を贈呈する等の事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table> <tr> <td>需用費</td> <td>16,899,000円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>2,713,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,612,000円</td> </tr> </table>				需用費	16,899,000円	役務費	2,713,000円	計	19,612,000円
需用費	16,899,000円								
役務費	2,713,000円								
計	19,612,000円								
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）							
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)						
固定費	0	0	0 607 607						
比例費	0	19,612,000							

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	23	民生費（老人福祉費）	経常
事業名	介護人材確保・定着支援事業費		
<p>● 概要</p> <p>介護人材確保・定着支援事業に係る経費のうち、都の高齢社会対策区市町村包括補助事業の対象外経費部分について、包括算定として新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定） 負担金補助及び交付金 1,955,000円</p>			
		標準区一般財源所要額（円）	23区合計額（百万円）
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)
固定費	0	1,955,000	0 45 45
比例費	0	0	

No	24	民生費（児童福祉費）	経常
事業名	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費		
<p>● 概要</p> <p>小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定） 扶助費 156,000円</p> <p>【特定財源】（一部固定） 都支出金 78,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 78,000円</p>			
		標準区一般財源所要額（円）	23区合計額（百万円）
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)
固定費	0	16,000	0 2 2
比例費	0	62,000	

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	25	民生費（児童福祉費）	経常																							
事業名	定期利用保育補助事業費																									
● 概要	定期利用保育補助事業に係る経費について、新規算定する。																									
● 算定内容	<p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>負担金補助及び交付金 89,518,000円</p> <p>【特定財源】（一部固定）</p> <p>都支出金 34,157,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 55,361,000円</p>																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>0</td> <td>8,843,000</td> <td>0</td> <td>1,402</td> <td>1,402</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>0</td> <td>46,518,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	0	8,843,000	0	1,402	1,402	比例費	0	46,518,000			
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																								
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																					
固定費	0	8,843,000	0	1,402	1,402																					
比例費	0	46,518,000																								

No	26	民生費（児童福祉費）	経常																							
事業名	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費																									
● 概要	平成29年度財調協議で単年度算定された、認可外保育施設を利用する児童の保護者に対する保育料助成について、新規算定する。																									
● 算定内容	<p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>負担金補助及び交付金 181,345,920円</p> <p>【特定財源】（一部固定）</p> <p>都支出金 88,226,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 93,119,920円</p>																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>0</td> <td>29,332,775</td> <td>0</td> <td>2,318</td> <td>2,318</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>0</td> <td>63,787,145</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	0	29,332,775	0	2,318	2,318	比例費	0	63,787,145			
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																								
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																					
固定費	0	29,332,775	0	2,318	2,318																					
比例費	0	63,787,145																								

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	27	民生費（児童福祉費）	経常			
事業名	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費					
<p>● 概要</p> <p>平成29年度財調協議で単年度算定された、保育従事職員の宿舍借り上げを行う事業者への支援事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>負担金補助及び交付金 349,139,000円</p> <p>【特定財源】（全比例）</p> <p>国庫支出金 72,216,000円</p> <p>都支出金 227,046,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 49,877,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	0			
	比例費	0	49,877,000	0	1,285	1,285

No	28	民生費（児童福祉費）	経常			
事業名	【態容補正】区立保育所管理運営費・私立保育所施設型給付費等（年度途中開所保育所運営費）					
<p>● 概要</p> <p>区立保育所運営費及び私立保育所施設型給付費等の年度途中開所保育所運営費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【態容補正】</p> <p>年度途中人員を月ごとに算出し、割り落としを行った人数に当該年度の単位費用を乗じる算定とする。</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	—	—			
	比例費	—	—	0	553	553

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	29	民生費（国民健康保険事業助成費）	経常			
事業名	国民健康保険事業助成費（データヘルス計画等）					
<p>● 概要</p> <p>データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の策定経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別区の実態を踏まえ、計画期間は6年とし、総事業費の1/6を単年度経費として算定する。 <p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>委託料 3,852,000円 × 1/6 = 642,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	165,102,112	165,744,112	79,545	79,560	15
	比例費	3,596,816,726	3,596,816,726			

No	30	民生費（社会福祉費）	経常			
事業名	宿泊所等管理運営費					
<p>● 概要</p> <p>特別区人事・厚生事務組合が管理している宿泊所等施設の施設整備費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>負担金補助及び交付金 43,529,010円 ⇒ 63,316,010円（+19,787,000円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	43,529,010	63,316,010	1,001	1,456	455
	比例費	0	0			

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	31	民生費（社会福祉費）	経常																				
事業名	心身障害者緊急一時保護事業費																						
<p>● 概要</p> <p>法定外扶助の都型ショートステイ及び家庭保護に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>・ 都型ショートステイと家庭保護の算定を廃止し、緊急一時保護委託事業として算定する。</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table border="0"> <tr> <td>委託料（都型ショートステイ）</td> <td>60,760円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>（△60,760円）</td> </tr> <tr> <td>委託料（家庭保護）</td> <td>3,000,800円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>（△3,000,800円）</td> </tr> <tr> <td>委託料（緊急一時保護委託事業）</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>13,475,000円</td> <td>（+13,475,000円）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,061,560円</td> <td>⇒</td> <td>13,475,000円</td> <td>（+10,413,440円）</td> </tr> </table>				委託料（都型ショートステイ）	60,760円	⇒	0円	（△60,760円）	委託料（家庭保護）	3,000,800円	⇒	0円	（△3,000,800円）	委託料（緊急一時保護委託事業）	0円	⇒	13,475,000円	（+13,475,000円）	計	3,061,560円	⇒	13,475,000円	（+10,413,440円）
委託料（都型ショートステイ）	60,760円	⇒	0円	（△60,760円）																			
委託料（家庭保護）	3,000,800円	⇒	0円	（△3,000,800円）																			
委託料（緊急一時保護委託事業）	0円	⇒	13,475,000円	（+13,475,000円）																			
計	3,061,560円	⇒	13,475,000円	（+10,413,440円）																			
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																		
固定費	0	0	436	708	272																		
比例費	16,650,130	27,063,570																					

No	32	民生費（社会福祉費）	経常																				
事業名	地域生活支援事業費																						
<p>● 概要</p> <p>平成28年度から地域生活支援補助対象外となった自動車運転免許・改造助成費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>・ 地域生活支援補助対象外経費のため、特定財源には影響はない。</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table border="0"> <tr> <td>扶助費</td> <td>390,819,950円</td> <td>⇒</td> <td>391,589,950円</td> <td>（+770,000円）</td> </tr> </table> <p>【特定財源】（全比例）</p> <table border="0"> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>112,616,000円</td> <td>⇒</td> <td>112,616,000円</td> <td>（±0円）</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>56,308,000円</td> <td>⇒</td> <td>56,308,000円</td> <td>（±0円）</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>221,895,950円</td> <td>⇒</td> <td>222,665,950円</td> <td>（+770,000円）</td> </tr> </table>				扶助費	390,819,950円	⇒	391,589,950円	（+770,000円）	国庫支出金	112,616,000円	⇒	112,616,000円	（±0円）	都支出金	56,308,000円	⇒	56,308,000円	（±0円）	差引一般財源	221,895,950円	⇒	222,665,950円	（+770,000円）
扶助費	390,819,950円	⇒	391,589,950円	（+770,000円）																			
国庫支出金	112,616,000円	⇒	112,616,000円	（±0円）																			
都支出金	56,308,000円	⇒	56,308,000円	（±0円）																			
差引一般財源	221,895,950円	⇒	222,665,950円	（+770,000円）																			
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																		
固定費	0	0	5,920	5,941	21																		
比例費	221,895,950	222,665,950																					

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	33	民生費（老人福祉費）	経常																								
事業名	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費																										
● 概要	生活困難者に対する負担軽減事業の国庫補助・都補助対象経費について、算定を充実する。																										
● 算定内容	<p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>需用費 8,020円⇒ 8,020円（±0円）</p> <p>役務費 19,650円⇒ 19,650円（±0円）</p> <p>負担金補助及び交付金（社会福祉法人・国基準） 310,800円⇒ 604,800円（+294,000円）</p> <p>負担金補助及び交付金（社会福祉法人・都基準） 669,600円⇒ 1,294,560円（+624,960円）</p> <p>負担金補助及び交付金（一般事業者・都基準） 113,400円⇒ 226,320円（+112,920円）</p> <p>【特定財源】（全比例）</p> <p>国庫支出金 155,000円⇒ 302,000円（+147,000円）</p> <p>都支出金（国基準） 77,000円⇒ 151,000円（+74,000円）</p> <p>都支出金（都基準） 405,000円⇒ 775,000円（+370,000円）</p> <p>差引一般財源 484,470円⇒ 925,350円（+440,880円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>456,800</td> <td>897,680</td> <td>15</td> <td>29</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>			標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	0	0				比例費	456,800	897,680	15	29	14
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																								
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																						
固定費	0	0																									
比例費	456,800	897,680	15	29	14																						

No	34	民生費（児童福祉費）	経常																								
事業名	区立保育所管理運営費（公設民営委託料）																										
● 概要	指定管理委託園における処遇改善経費などの委託経費について、算定を充実する。																										
● 算定内容	<p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>委託料（管理運営委託（委託施設））</p> <p>1,009,976,400円 ⇒ 1,207,524,000円（+197,547,600円）</p> <p>（@168,329,400円×6所） （@201,254,000円×6所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>1,009,976,400</td> <td>1,207,524,000</td> <td>23,788</td> <td>28,441</td> <td>4,653</td> </tr> </tbody> </table>			標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	0	0				比例費	1,009,976,400	1,207,524,000	23,788	28,441	4,653
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																								
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																						
固定費	0	0																									
比例費	1,009,976,400	1,207,524,000	23,788	28,441	4,653																						

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	35	民生費（児童福祉費）	経常				
事業名	私立保育所施設型給付費等						
<p>● 概要</p> <p>私立保育所施設型給付費等について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 「処遇改善等加算」の加算率を12%から13%に見直すとともに、「加算2」の区分に「処遇改善等加算Ⅱ」を加える。 <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>扶助費 1,630,490,840円 ⇒ 1,668,413,120円（+37,922,280円）</p> <p>【特定財源】（全比例）</p> <p>分担金及び負担金 466,187,568円 ⇒ 466,187,568円（±0円）</p> <p>国庫支出金 304,337,000円 ⇒ 323,298,000円（+18,961,000円）</p> <p>都支出金 152,174,000円 ⇒ 161,654,000円（+9,480,000円）</p> <hr/> <p>差引一般財源 707,792,272円 ⇒ 717,273,552円（+9,481,280円）</p>							
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			
		区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
		固定費	0	0	58,447	59,230	783
		比例費	707,792,272	717,273,552			

No	36	民生費（児童福祉費）・教育費（その他の教育費）	経常				
事業名	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費						
<p>● 概要</p> <p>私立認定こども園施設型給付費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【態容補正】</p> <p>「処遇改善等加算」の加算率を10%から13%に見直すとともに、「加算2」の区分に「処遇改善等加算Ⅱ」を加える。</p>							
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			
		区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
		固定費	—	—	1,289	1,428	139
		比例費	—	—			

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	37	民生費（児童福祉費）・教育費（その他の教育費）	経常																				
事業名	利用者負担（保育所等）																						
<p>● 概要</p> <p>保育所等の利用者負担について、特別区及び都内市部の保育料軽減の実態に基づき、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>・ 認定こども園は、態容補正による算定である。</p> <p>【特定財源】（全比例） 分担金及び負担金</p> <table border="0"> <tr> <td>（区立保育所）</td> <td>1,440,943,392 円</td> <td>⇒</td> <td>778,378,320 円</td> <td>（△662,565,072円）</td> </tr> <tr> <td>（私立保育所）</td> <td>466,187,568 円</td> <td>⇒</td> <td>251,828,280 円</td> <td>（△214,359,288円）</td> </tr> <tr> <td>（区立幼稚園）</td> <td>96,240,000 円</td> <td>⇒</td> <td>112,008,000 円</td> <td>（+15,768,000円）</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>△2,003,370,960 円</td> <td>⇒</td> <td>△1,142,214,600 円</td> <td>（+861,156,360円）</td> </tr> </table>				（区立保育所）	1,440,943,392 円	⇒	778,378,320 円	（△662,565,072円）	（私立保育所）	466,187,568 円	⇒	251,828,280 円	（△214,359,288円）	（区立幼稚園）	96,240,000 円	⇒	112,008,000 円	（+15,768,000円）	差引一般財源	△2,003,370,960 円	⇒	△1,142,214,600 円	（+861,156,360円）
（区立保育所）	1,440,943,392 円	⇒	778,378,320 円	（△662,565,072円）																			
（私立保育所）	466,187,568 円	⇒	251,828,280 円	（△214,359,288円）																			
（区立幼稚園）	96,240,000 円	⇒	112,008,000 円	（+15,768,000円）																			
差引一般財源	△2,003,370,960 円	⇒	△1,142,214,600 円	（+861,156,360円）																			
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																		
固定費	0	0	180,007	214,592	34,585																		
比例費	5,571,804,784	6,432,961,144																					

No	38	民生費（社会福祉費・老人福祉費・生活保護費・児童福祉費）	経常																														
事業名	支払代行業務委託費（社会福祉費・老人福祉費・生活保護費・児童福祉費）																																
<p>● 概要</p> <p>支払代行業務委託費について、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 委託料</p> <table border="0"> <tr> <td>（障害者自立支援給付等）</td> <td>9,926,336 円</td> <td>⇒</td> <td>0 円</td> <td>（△9,926,336円）</td> </tr> <tr> <td>（給付事業支払代行業務費）</td> <td>0 円</td> <td>⇒</td> <td>4,106,880 円</td> <td>（+4,106,880円）</td> </tr> <tr> <td>（老人福祉施設入所措置費）</td> <td>973,983 円</td> <td>⇒</td> <td>795,240 円</td> <td>（△178,743円）</td> </tr> <tr> <td>（生活扶助費）</td> <td>20,723 円</td> <td>⇒</td> <td>16,920 円</td> <td>（△3,803円）</td> </tr> <tr> <td>（障害児通所支援事業費）</td> <td>0 円</td> <td>⇒</td> <td>1,365,120 円</td> <td>（+1,365,120円）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,921,042 円</td> <td>⇒</td> <td>6,284,160 円</td> <td>（△4,636,882円）</td> </tr> </table>				（障害者自立支援給付等）	9,926,336 円	⇒	0 円	（△9,926,336円）	（給付事業支払代行業務費）	0 円	⇒	4,106,880 円	（+4,106,880円）	（老人福祉施設入所措置費）	973,983 円	⇒	795,240 円	（△178,743円）	（生活扶助費）	20,723 円	⇒	16,920 円	（△3,803円）	（障害児通所支援事業費）	0 円	⇒	1,365,120 円	（+1,365,120円）	計	10,921,042 円	⇒	6,284,160 円	（△4,636,882円）
（障害者自立支援給付等）	9,926,336 円	⇒	0 円	（△9,926,336円）																													
（給付事業支払代行業務費）	0 円	⇒	4,106,880 円	（+4,106,880円）																													
（老人福祉施設入所措置費）	973,983 円	⇒	795,240 円	（△178,743円）																													
（生活扶助費）	20,723 円	⇒	16,920 円	（△3,803円）																													
（障害児通所支援事業費）	0 円	⇒	1,365,120 円	（+1,365,120円）																													
計	10,921,042 円	⇒	6,284,160 円	（△4,636,882円）																													
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																													
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																												
固定費	0	0	257,308	257,182	△126																												
比例費	5,830,277,877	5,825,640,995																															

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	39	衛生費	経常															
事業名	健康増進計画・食育推進計画策定経費																	
● 概要	健康増進計画及び食育推進計画の策定に係る経費について、新規算定する。																	
● 算定内容	<ul style="list-style-type: none"> 特別区の実態を踏まえ、健康増進計画と食育推進計画の複合計画で、計画期間を5年とし、総事業費の1/5を単年度経費として算定する。 <p>【標準区経費】（全固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>報償費（会長）</td> <td>@19,900円×1人×4回×1/5＝</td> <td>15,920円</td> </tr> <tr> <td>報償費（委員）</td> <td>@10,600円×16人×4回×1/5＝</td> <td>135,680円</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>45,000円×1/5＝</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>7,730,000円×1/5＝</td> <td>1,546,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>1,706,600円</td> </tr> </table>			報償費（会長）	@19,900円×1人×4回×1/5＝	15,920円	報償費（委員）	@10,600円×16人×4回×1/5＝	135,680円	需用費	45,000円×1/5＝	9,000円	委託料	7,730,000円×1/5＝	1,546,000円	計		1,706,600円
報償費（会長）	@19,900円×1人×4回×1/5＝	15,920円																
報償費（委員）	@10,600円×16人×4回×1/5＝	135,680円																
需用費	45,000円×1/5＝	9,000円																
委託料	7,730,000円×1/5＝	1,546,000円																
計		1,706,600円																
	標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）															
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)												
	固定費	0	1,706,600	0	39	39												
	比例費	0	0															

No	40	衛生費	経常			
事業名	公害保健対策費（自動車騒音・振動・交通量調査経費）					
● 概要	「自動車騒音常時監視」、「自動車騒音調査」、「自動車振動調査」及び「自動車交通量調査」に係る経費について、新規算定する。					
● 算定内容	<ul style="list-style-type: none"> 標準区の設定は、「4調査とも実施」とする。 <p>【標準区経費】（全固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>委託料（自動車騒音・振動・交通量調査）</td> <td></td> <td>2,684,000円</td> </tr> </table>			委託料（自動車騒音・振動・交通量調査）		2,684,000円
委託料（自動車騒音・振動・交通量調査）		2,684,000円				
	標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	5,693,819	8,377,819	131	193	62
	比例費	0	0			

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	41	衛生費	経常			
事業名	鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）					
● 概要	アライグマ・ハクビシン防除事業に係る経費について、新規算定する。					
● 算定内容	<p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>需用費 48,000円 委託料 923,400円</p> <p>【特定財源】（全比例）</p> <p>都支出金 485,000円 差引一般財源 486,400円</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
		現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	0	0	13	13
比例費	0	486,400				

No	42	衛生費	経常			
事業名	健康相談事業費					
● 概要	健康相談事業に係る経費について、算定対象を整理し、算定を充実する。					
● 算定内容	<p>・ 「39歳以下の健康診断」と「小規模事業所の従業員向け健診と障害者健診」を標準区の算定対象とする。</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>職員手当等 446,760円 ⇒ 446,760円 (±0円) 賃金 14,733,560円 ⇒ 3,435,000円 (△ 11,298,560円) 旅費 138,777円 ⇒ 0円 (△ 138,777円) 需用費 7,993,870円 ⇒ 730,000円 (△ 7,263,870円) 役務費 127,500円 ⇒ 215,000円 (+87,500円) 委託料 442,800円 ⇒ 10,080,000円 (+9,637,200円) 使用料及び賃借料 1,051,830円 ⇒ 0円 (△ 1,051,830円) 備品購入費 1,227,720円 ⇒ 25,000円 (△ 1,202,720円)</p> <p>【特定財源】（全比例）</p> <p>使用料及び手数料 23,601,000円 ⇒ 495,500円 (△ 23,105,500円) 差引一般財源 2,561,817円 ⇒ 14,436,260円 (+11,874,443円)</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
		現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	0	68	385	317
比例費	2,561,817	14,436,260				

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	43	衛生費	経常																																																												
事業名	予防接種費（事務経費）																																																														
<p>● 概要</p> <p>予防接種費の事務経費について、算定を充実するとともに、各々の事業で算定している事務経費をA類疾病の予防接種費に統合する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>○予防接種費</p> <table border="0"> <tr> <td>賃金</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>2,821,040円</td> <td>(+2,821,040円)</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>4,712,750円</td> <td>⇒</td> <td>2,448,000円</td> <td>(△ 2,264,750円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>2,375,860円</td> <td>⇒</td> <td>6,255,000円</td> <td>(+3,879,140円)</td> </tr> <tr> <td>委託料（ポスター原画委託）</td> <td>816,750円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△ 816,750円)</td> </tr> <tr> <td>委託料（封入封緘委託）</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>7,252,000円</td> <td>(+7,252,000円)</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>60,040円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△ 60,040円)</td> </tr> </table> <p>○予防接種費（インフルエンザ）</p> <table border="0"> <tr> <td>賃金</td> <td>1,576,000円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△ 1,576,000円)</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>1,667,500円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△ 1,667,500円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>3,155,600円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△ 3,155,600円)</td> </tr> </table> <p>○予防接種費（高齢者肺炎球菌）</p> <table border="0"> <tr> <td>需用費</td> <td>204,180円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△ 204,180円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>386,400円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△ 386,400円)</td> </tr> </table> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>計</td> <td>14,955,080円</td> <td>⇒</td> <td>18,776,040円</td> <td>(+3,820,960円)</td> </tr> </table>				賃金	0円	⇒	2,821,040円	(+2,821,040円)	需用費	4,712,750円	⇒	2,448,000円	(△ 2,264,750円)	役務費	2,375,860円	⇒	6,255,000円	(+3,879,140円)	委託料（ポスター原画委託）	816,750円	⇒	0円	(△ 816,750円)	委託料（封入封緘委託）	0円	⇒	7,252,000円	(+7,252,000円)	備品購入費	60,040円	⇒	0円	(△ 60,040円)	賃金	1,576,000円	⇒	0円	(△ 1,576,000円)	需用費	1,667,500円	⇒	0円	(△ 1,667,500円)	役務費	3,155,600円	⇒	0円	(△ 3,155,600円)	需用費	204,180円	⇒	0円	(△ 204,180円)	役務費	386,400円	⇒	0円	(△ 386,400円)	計	14,955,080円	⇒	18,776,040円	(+3,820,960円)
賃金	0円	⇒	2,821,040円	(+2,821,040円)																																																											
需用費	4,712,750円	⇒	2,448,000円	(△ 2,264,750円)																																																											
役務費	2,375,860円	⇒	6,255,000円	(+3,879,140円)																																																											
委託料（ポスター原画委託）	816,750円	⇒	0円	(△ 816,750円)																																																											
委託料（封入封緘委託）	0円	⇒	7,252,000円	(+7,252,000円)																																																											
備品購入費	60,040円	⇒	0円	(△ 60,040円)																																																											
賃金	1,576,000円	⇒	0円	(△ 1,576,000円)																																																											
需用費	1,667,500円	⇒	0円	(△ 1,667,500円)																																																											
役務費	3,155,600円	⇒	0円	(△ 3,155,600円)																																																											
需用費	204,180円	⇒	0円	(△ 204,180円)																																																											
役務費	386,400円	⇒	0円	(△ 386,400円)																																																											
計	14,955,080円	⇒	18,776,040円	(+3,820,960円)																																																											
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																																																											
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																																									
	固定費	0	0	24,242	24,344	102																																																									
	比例費	908,554,434	912,375,394																																																												

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	44	衛生費				経常																																																																																																																							
事業名	予防接種費（接種率等）																																																																																																																												
<p>● 概要</p> <p>△類疾病の四種混合ほか5予防接種について、接種率等を見直し、算定を充実する。 また、「ジフテリア・百日ぜき・破傷風」の名称を「ジフテリア・破傷風」に変更する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>○ ジフテリア・百日ぜき・破傷風⇒ジフテリア・破傷風</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価</th> <th>対象者数</th> <th>増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅱ期 一般分</td> <td>4,545円</td> <td>2,131人 ⇒ 1,651人</td> <td>(△ 2,181,600円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,127円</td> <td>43人 ⇒ 1人</td> <td>(△ 131,330円)</td> </tr> <tr> <td>○ 四種混合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅰ期初回 一般分</td> <td>12,739円</td> <td>9,372人 ⇒ 9,956人</td> <td>(+7,439,570円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,937円</td> <td>192人 ⇒ 10人</td> <td>(△ 716,530円)</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ期追加 一般分</td> <td>12,739円</td> <td>2,901人 ⇒ 3,288人</td> <td>(+4,929,990円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,937円</td> <td>29人 ⇒ 5人</td> <td>(△ 94,480円)</td> </tr> <tr> <td>○ 風しん・麻疹</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅰ期 一般分</td> <td>13,387円</td> <td>2,871人 ⇒ 3,172人</td> <td>(+4,029,480円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,937円</td> <td>59人 ⇒ 7人</td> <td>(△ 204,720円)</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ期 一般分</td> <td>11,983円</td> <td>2,419人 ⇒ 2,784人</td> <td>(+4,373,790円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,937円</td> <td>49人 ⇒ 2人</td> <td>(△ 185,040円)</td> </tr> <tr> <td>○ 日本脳炎</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅰ期 一般分</td> <td>9,229円</td> <td>7,449人 ⇒ 8,982人</td> <td>(+14,148,060円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,937円</td> <td>75人 ⇒ 10人</td> <td>(△ 255,910円)</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ期 一般分</td> <td>7,015円</td> <td>3,170人 ⇒ 1,053人</td> <td>(△ 14,850,750円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,127円</td> <td>65人 ⇒ 1人</td> <td>(△ 200,130円)</td> </tr> <tr> <td>○ ヒブ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅰ期 一般分</td> <td>10,190円</td> <td>8,172人 ⇒ 9,876人</td> <td>(+17,363,760円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,937円</td> <td>84人 ⇒ 8人</td> <td>(△ 299,210円)</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ期 一般分</td> <td>10,190円</td> <td>2,643人 ⇒ 3,180人</td> <td>(+5,472,030円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,937円</td> <td>27人 ⇒ 5人</td> <td>(△ 86,610円)</td> </tr> <tr> <td>○ 小児用肺炎球菌</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅰ期 一般分</td> <td>13,495円</td> <td>8,172人 ⇒ 9,909人</td> <td>(+23,440,820円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,937円</td> <td>84人 ⇒ 9人</td> <td>(△ 295,280円)</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ期 一般分</td> <td>13,495円</td> <td>2,643人 ⇒ 3,161人</td> <td>(+6,990,410円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,937円</td> <td>27人 ⇒ 5人</td> <td>(△ 86,610円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="5"></td> <td>(+68,599,710円)</td> </tr> </tbody> </table>								単価	対象者数	増減額	Ⅱ期 一般分	4,545円	2,131人 ⇒ 1,651人	(△ 2,181,600円)	不相当者分	3,127円	43人 ⇒ 1人	(△ 131,330円)	○ 四種混合				Ⅰ期初回 一般分	12,739円	9,372人 ⇒ 9,956人	(+7,439,570円)	不相当者分	3,937円	192人 ⇒ 10人	(△ 716,530円)	Ⅰ期追加 一般分	12,739円	2,901人 ⇒ 3,288人	(+4,929,990円)	不相当者分	3,937円	29人 ⇒ 5人	(△ 94,480円)	○ 風しん・麻疹				Ⅰ期 一般分	13,387円	2,871人 ⇒ 3,172人	(+4,029,480円)	不相当者分	3,937円	59人 ⇒ 7人	(△ 204,720円)	Ⅱ期 一般分	11,983円	2,419人 ⇒ 2,784人	(+4,373,790円)	不相当者分	3,937円	49人 ⇒ 2人	(△ 185,040円)	○ 日本脳炎				Ⅰ期 一般分	9,229円	7,449人 ⇒ 8,982人	(+14,148,060円)	不相当者分	3,937円	75人 ⇒ 10人	(△ 255,910円)	Ⅱ期 一般分	7,015円	3,170人 ⇒ 1,053人	(△ 14,850,750円)	不相当者分	3,127円	65人 ⇒ 1人	(△ 200,130円)	○ ヒブ				Ⅰ期 一般分	10,190円	8,172人 ⇒ 9,876人	(+17,363,760円)	不相当者分	3,937円	84人 ⇒ 8人	(△ 299,210円)	Ⅱ期 一般分	10,190円	2,643人 ⇒ 3,180人	(+5,472,030円)	不相当者分	3,937円	27人 ⇒ 5人	(△ 86,610円)	○ 小児用肺炎球菌				Ⅰ期 一般分	13,495円	8,172人 ⇒ 9,909人	(+23,440,820円)	不相当者分	3,937円	84人 ⇒ 9人	(△ 295,280円)	Ⅱ期 一般分	13,495円	2,643人 ⇒ 3,161人	(+6,990,410円)	不相当者分	3,937円	27人 ⇒ 5人	(△ 86,610円)	計						(+68,599,710円)
	単価	対象者数	増減額																																																																																																																										
Ⅱ期 一般分	4,545円	2,131人 ⇒ 1,651人	(△ 2,181,600円)																																																																																																																										
不相当者分	3,127円	43人 ⇒ 1人	(△ 131,330円)																																																																																																																										
○ 四種混合																																																																																																																													
Ⅰ期初回 一般分	12,739円	9,372人 ⇒ 9,956人	(+7,439,570円)																																																																																																																										
不相当者分	3,937円	192人 ⇒ 10人	(△ 716,530円)																																																																																																																										
Ⅰ期追加 一般分	12,739円	2,901人 ⇒ 3,288人	(+4,929,990円)																																																																																																																										
不相当者分	3,937円	29人 ⇒ 5人	(△ 94,480円)																																																																																																																										
○ 風しん・麻疹																																																																																																																													
Ⅰ期 一般分	13,387円	2,871人 ⇒ 3,172人	(+4,029,480円)																																																																																																																										
不相当者分	3,937円	59人 ⇒ 7人	(△ 204,720円)																																																																																																																										
Ⅱ期 一般分	11,983円	2,419人 ⇒ 2,784人	(+4,373,790円)																																																																																																																										
不相当者分	3,937円	49人 ⇒ 2人	(△ 185,040円)																																																																																																																										
○ 日本脳炎																																																																																																																													
Ⅰ期 一般分	9,229円	7,449人 ⇒ 8,982人	(+14,148,060円)																																																																																																																										
不相当者分	3,937円	75人 ⇒ 10人	(△ 255,910円)																																																																																																																										
Ⅱ期 一般分	7,015円	3,170人 ⇒ 1,053人	(△ 14,850,750円)																																																																																																																										
不相当者分	3,127円	65人 ⇒ 1人	(△ 200,130円)																																																																																																																										
○ ヒブ																																																																																																																													
Ⅰ期 一般分	10,190円	8,172人 ⇒ 9,876人	(+17,363,760円)																																																																																																																										
不相当者分	3,937円	84人 ⇒ 8人	(△ 299,210円)																																																																																																																										
Ⅱ期 一般分	10,190円	2,643人 ⇒ 3,180人	(+5,472,030円)																																																																																																																										
不相当者分	3,937円	27人 ⇒ 5人	(△ 86,610円)																																																																																																																										
○ 小児用肺炎球菌																																																																																																																													
Ⅰ期 一般分	13,495円	8,172人 ⇒ 9,909人	(+23,440,820円)																																																																																																																										
不相当者分	3,937円	84人 ⇒ 9人	(△ 295,280円)																																																																																																																										
Ⅱ期 一般分	13,495円	2,643人 ⇒ 3,161人	(+6,990,410円)																																																																																																																										
不相当者分	3,937円	27人 ⇒ 5人	(△ 86,610円)																																																																																																																										
計						(+68,599,710円)																																																																																																																							
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																																																																																																																										
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																																																																																																								
固定費	0	0	20,890	22,720	1,830																																																																																																																								
比例費	782,912,054	851,511,764																																																																																																																											

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	45	衛生費	経常																																								
事業名	自殺防止対策事業費																																										
<p>● 概要</p> <p>自殺防止対策事業に係る経費について、都の補助対象事業や補助率の見直しを踏まえ、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>176,667円</td> <td>⇒</td> <td>39,913円</td> <td>(△ 136,754円)</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>428,001円</td> <td>⇒</td> <td>125,735円</td> <td>(△ 302,266円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>93,283円</td> <td>⇒</td> <td>27,792円</td> <td>(△ 65,491円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>182,362円</td> <td>⇒</td> <td>113,567円</td> <td>(△ 68,795円)</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>41,494円</td> <td>⇒</td> <td>16,532円</td> <td>(△ 24,962円)</td> </tr> </table> <p>【特定財源】（全固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>都支出金（補助率1/2）</td> <td>295,000円</td> <td>⇒</td> <td>161,000円</td> <td>(△ 134,000円)</td> </tr> <tr> <td>都支出金（補助率2/3）</td> <td>247,000円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△ 247,000円)</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>379,807円</td> <td>⇒</td> <td>162,539円</td> <td>(△ 217,268円)</td> </tr> </table>				報償費	176,667円	⇒	39,913円	(△ 136,754円)	需用費	428,001円	⇒	125,735円	(△ 302,266円)	役務費	93,283円	⇒	27,792円	(△ 65,491円)	委託料	182,362円	⇒	113,567円	(△ 68,795円)	使用料及び賃借料	41,494円	⇒	16,532円	(△ 24,962円)	都支出金（補助率1/2）	295,000円	⇒	161,000円	(△ 134,000円)	都支出金（補助率2/3）	247,000円	⇒	0円	(△ 247,000円)	差引一般財源	379,807円	⇒	162,539円	(△ 217,268円)
報償費	176,667円	⇒	39,913円	(△ 136,754円)																																							
需用費	428,001円	⇒	125,735円	(△ 302,266円)																																							
役務費	93,283円	⇒	27,792円	(△ 65,491円)																																							
委託料	182,362円	⇒	113,567円	(△ 68,795円)																																							
使用料及び賃借料	41,494円	⇒	16,532円	(△ 24,962円)																																							
都支出金（補助率1/2）	295,000円	⇒	161,000円	(△ 134,000円)																																							
都支出金（補助率2/3）	247,000円	⇒	0円	(△ 247,000円)																																							
差引一般財源	379,807円	⇒	162,539円	(△ 217,268円)																																							
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																																							
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																					
	固定費	379,807	162,539	9	4	△ 5																																					
	比例費	0	0																																								

No	46	衛生費	経常																									
事業名	性感染症対策費																											
<p>● 概要</p> <p>健康相談事業費で算定されている性感染症検査に係る経費を性感染症対策費に統合し、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 「性器クラミジア」、「梅毒」及び「淋菌」の検査を標準区の算定対象とする。 <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table border="0"> <tr> <td>賃金</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>232,200円</td> <td>(+232,200円)</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>19,488円</td> <td>⇒</td> <td>111,171円</td> <td>(+91,683円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>1,358,940円</td> <td>⇒</td> <td>465,530円</td> <td>(△ 893,410円)</td> </tr> </table> <p>【特定財源】（全比例）</p> <table border="0"> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>382,000円</td> <td>⇒</td> <td>374,000円</td> <td>(△ 8,000円)</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>996,428円</td> <td>⇒</td> <td>434,901円</td> <td>(△ 561,527円)</td> </tr> </table>				賃金	0円	⇒	232,200円	(+232,200円)	需用費	19,488円	⇒	111,171円	(+91,683円)	委託料	1,358,940円	⇒	465,530円	(△ 893,410円)	国庫支出金	382,000円	⇒	374,000円	(△ 8,000円)	差引一般財源	996,428円	⇒	434,901円	(△ 561,527円)
賃金	0円	⇒	232,200円	(+232,200円)																								
需用費	19,488円	⇒	111,171円	(+91,683円)																								
委託料	1,358,940円	⇒	465,530円	(△ 893,410円)																								
国庫支出金	382,000円	⇒	374,000円	(△ 8,000円)																								
差引一般財源	996,428円	⇒	434,901円	(△ 561,527円)																								
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																								
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																						
	固定費	0	0	27	12	△ 15																						
	比例費	996,428	434,901																									

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	47	衛生費	経常															
事業名	環境衛生費（水質検査）																	
<p>● 概要</p> <p>健康相談事業費で算定されている水質検査に係る経費を環境衛生費に統合し、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>・ プール水質検査は、水質検査に統合する。</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table border="0"> <tr> <td>委託料（プール水質検査）</td> <td>51,450円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>（△ 51,450円）</td> </tr> <tr> <td>委託料（水質検査）</td> <td>468,800円</td> <td>⇒</td> <td>421,000円</td> <td>（△ 47,800円）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>520,250円</td> <td>⇒</td> <td>421,000円</td> <td>（△ 99,250円）</td> </tr> </table>				委託料（プール水質検査）	51,450円	⇒	0円	（△ 51,450円）	委託料（水質検査）	468,800円	⇒	421,000円	（△ 47,800円）	計	520,250円	⇒	421,000円	（△ 99,250円）
委託料（プール水質検査）	51,450円	⇒	0円	（△ 51,450円）														
委託料（水質検査）	468,800円	⇒	421,000円	（△ 47,800円）														
計	520,250円	⇒	421,000円	（△ 99,250円）														
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)													
固定費	0	0	83	80	△ 3													
比例費	3,082,085	2,982,835																

No	48	衛生費	経常																																													
事業名	精神保健対策費																																															
<p>● 概要</p> <p>精神相談事業費を精神保健対策費に統合し、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>○精神保健対策費</p> <table border="0"> <tr> <td>賃金</td> <td>1,334,400円</td> <td>⇒</td> <td>2,946,800円</td> <td>（+1,612,400円）</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>364,560円</td> <td>⇒</td> <td>325,500円</td> <td>（△ 39,060円）</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>149,751円</td> <td>⇒</td> <td>6,012円</td> <td>（△ 143,739円）</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>71,930円</td> <td>⇒</td> <td>213,000円</td> <td>（+141,070円）</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>302,920円</td> <td>⇒</td> <td>8,000円</td> <td>（△ 294,920円）</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>281,000円</td> <td>（+281,000円）</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>11,070円</td> <td>⇒</td> <td>6,000円</td> <td>（△ 5,070円）</td> </tr> </table> <p>○精神相談事業費</p> <table border="0"> <tr> <td>賃金、報償費、旅費、需用費</td> <td>3,087,107円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>（△ 3,087,107円）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,321,738円</td> <td>⇒</td> <td>3,786,312円</td> <td>（△ 1,535,426円）</td> </tr> </table>				賃金	1,334,400円	⇒	2,946,800円	（+1,612,400円）	報償費	364,560円	⇒	325,500円	（△ 39,060円）	旅費	149,751円	⇒	6,012円	（△ 143,739円）	需用費	71,930円	⇒	213,000円	（+141,070円）	役務費	302,920円	⇒	8,000円	（△ 294,920円）	委託料	0円	⇒	281,000円	（+281,000円）	使用料及び賃借料	11,070円	⇒	6,000円	（△ 5,070円）	賃金、報償費、旅費、需用費	3,087,107円	⇒	0円	（△ 3,087,107円）	計	5,321,738円	⇒	3,786,312円	（△ 1,535,426円）
賃金	1,334,400円	⇒	2,946,800円	（+1,612,400円）																																												
報償費	364,560円	⇒	325,500円	（△ 39,060円）																																												
旅費	149,751円	⇒	6,012円	（△ 143,739円）																																												
需用費	71,930円	⇒	213,000円	（+141,070円）																																												
役務費	302,920円	⇒	8,000円	（△ 294,920円）																																												
委託料	0円	⇒	281,000円	（+281,000円）																																												
使用料及び賃借料	11,070円	⇒	6,000円	（△ 5,070円）																																												
賃金、報償費、旅費、需用費	3,087,107円	⇒	0円	（△ 3,087,107円）																																												
計	5,321,738円	⇒	3,786,312円	（△ 1,535,426円）																																												
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																																														
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																											
固定費	3,087,107	0	131	101	△ 30																																											
比例費	2,234,631	3,786,312																																														

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	49	清掃費	経常																																																								
事業名	清掃費の見直し																																																										
<p>● 概要</p> <p>清掃費については、3年毎の見直しを基本とすることを都区で確認しており、前回の見直し（平成27年度財調協議）から3年となるため、清掃費全体の算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>清掃総務費</td> <td>160,486,190円</td> <td>⇒</td> <td>157,758,322円</td> <td>(△ 2,727,868円)</td> </tr> <tr> <td>収集作業費</td> <td>2,275,614,457円</td> <td>⇒</td> <td>2,303,618,612円</td> <td>(+28,004,155円)</td> </tr> <tr> <td>収集車両費</td> <td>510,406,978円</td> <td>⇒</td> <td>512,997,074円</td> <td>(+2,590,096円)</td> </tr> <tr> <td>処理処分費</td> <td>1,928,552,686円</td> <td>⇒</td> <td>1,834,029,790円</td> <td>(△ 94,522,896円)</td> </tr> </table> <p>【特定財源】（一部固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>916,728,600円</td> <td>⇒</td> <td>896,506,800円</td> <td>(△ 20,221,800円)</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>603,860,374円</td> <td>⇒</td> <td>514,973,300円</td> <td>(△ 88,887,074円)</td> </tr> </table> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>3,354,471,337円</td> <td>⇒</td> <td>3,396,923,698円</td> <td>(+42,452,361円)</td> </tr> </table> <p>⇒補足資料（P27～33）のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改定案</th> <th>現 行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>495,702,084</td> <td>483,918,644</td> <td rowspan="2">96,826</td> <td rowspan="2">98,271</td> <td rowspan="2">1,445</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>2,858,769,253</td> <td>2,913,005,054</td> </tr> </tbody> </table>				清掃総務費	160,486,190円	⇒	157,758,322円	(△ 2,727,868円)	収集作業費	2,275,614,457円	⇒	2,303,618,612円	(+28,004,155円)	収集車両費	510,406,978円	⇒	512,997,074円	(+2,590,096円)	処理処分費	1,928,552,686円	⇒	1,834,029,790円	(△ 94,522,896円)	使用料及び手数料	916,728,600円	⇒	896,506,800円	(△ 20,221,800円)	諸収入	603,860,374円	⇒	514,973,300円	(△ 88,887,074円)	差引一般財源	3,354,471,337円	⇒	3,396,923,698円	(+42,452,361円)	標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	495,702,084	483,918,644	96,826	98,271	1,445	比例費	2,858,769,253	2,913,005,054
清掃総務費	160,486,190円	⇒	157,758,322円	(△ 2,727,868円)																																																							
収集作業費	2,275,614,457円	⇒	2,303,618,612円	(+28,004,155円)																																																							
収集車両費	510,406,978円	⇒	512,997,074円	(+2,590,096円)																																																							
処理処分費	1,928,552,686円	⇒	1,834,029,790円	(△ 94,522,896円)																																																							
使用料及び手数料	916,728,600円	⇒	896,506,800円	(△ 20,221,800円)																																																							
諸収入	603,860,374円	⇒	514,973,300円	(△ 88,887,074円)																																																							
差引一般財源	3,354,471,337円	⇒	3,396,923,698円	(+42,452,361円)																																																							
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																																																								
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																																						
固定費	495,702,084	483,918,644	96,826	98,271	1,445																																																						
比例費	2,858,769,253	2,913,005,054																																																									

No.4 9 清掃費の見直し〔補足資料〕

〈全般的事項〉

1 標準区ごみ量の見直し

平成28年度ごみ量と人口の回帰分析により、標準区ごみ量を見直す。

項目	見直し後	見直し前	増減	増減率
可燃ごみ	64,068ト	68,550ト	△4,482ト	-6.5%
不燃ごみ	2,406ト	2,790ト	△384ト	-13.8%
合計	66,474ト	71,340ト	△4,866ト	-6.8%
固定費割合	0.083	0.100	△0.017	—

2 収集運搬モデルの改定

見直し後の標準区ごみ量と各区の平成29年度作業計画を基に、収集運搬モデルを次ページのとおり改定する。

【改定の概要】

清掃車両台数（台）

	直営	雇上	⇒	直営	雇上	直営	雇上
新大型特殊車	1	2	⇒	0	3	(△1	+1)
小型プレス車	5	23	⇒	6	21	(+1	△2)
計	6	25	⇒	6	24	(+0	△1)

職員数（人）

自動車運転	9	⇒	9	(±0)
収集作業	88	⇒	85	(△3)
収集作業(軽小)	4	⇒	4	(±0)
計	101	⇒	98	(△3)

標準区 収集運搬モデル

種別	年量 (t)	作業 日数	日量 (t)	車 種	処理量 (t)	積載 基準	能率	作業 組数	S W	車両 台数	内訳			正規人員 (運転手)						正規人員 (作業員)																												
											直営	雇 上 作業員		稼動	週休 代替	予備	計	車付 人員	人	稼動	週休	予備	計	車付 人員	人	稼動	週休	予備	計																			
												J	K																	L																		
可 燃	64,068	310	206.7	新大型特殊車	25.0	2.31	4.1	3	S	3	0	3	0	3	0	9	3	9	0	0	9	0	0	9	3	9	0	0	9																			
							4.6																							27	S	27	6	21	0	54	2	54	0	54	2	54	0	54	2	54	0	54
							0.4																																									
2,406	310	7.8	併せ 作業	7.8	0.81	0.4	27	S	27	6	21	0	54	2	54	0	54	2	54	0	54	2	54	0	54	2	54																					
不 燃	2,406	310	7.8	併せ 作業	7.8	0.81	0.4	27	S	27	6	21	0	54	2	54	0	54	2	54	0	54	2	54	0	54	2	54																				
合 計	66,474	-	214.4	-	-	-	-	30	-	30	6	24	0	63	2	63	0	63	2	63	1	1	9	9	9	9	9	9	13	85	4																	

標準区 収集運搬モデル (固定分)

種別	年量 (t)	作業 日数	日量 (t)	車 種	処理量 (t)	積載 基準	能率	作業 組数	S W	車両 台数	内訳			正規人員 (運転手)						正規人員 (作業員)																												
											直営	雇 上 作業員		稼動	週休 代替	予備	計	車付 人員	人	稼動	週休	予備	計	車付 人員	人	稼動	週休	予備	計																			
												J	K																	L																		
可 燃	5,318	310	17.2	新大型特殊車	2.1	2.31	4.1	1	S	1	0	1	0	3	1	3	1	3	0	0	3	1	1	3	3	1	3	1	3																			
							4.6																							3	S	3	1	2	0	6	2	6	0	6	2	6	0	6	2	6	0	6
							0.4																																									
200	310	0.6	併せ 作業	0.6	0.81	0.4	3	S	3	1	2	0	6	2	6	0	6	2	6	0	6	2	6	0	6	2	6																					
不 燃	200	310	0.6	併せ 作業	0.6	0.81	0.4	3	S	3	1	2	0	6	2	6	0	6	2	6	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3																
合 計	5,518	-	17.8	-	-	-	-	4	-	4	1	3	0	9	2	9	0	9	2	9	1	1	3	3	3	3	3	3	13	0																		

- ・年量は、標準区ごみ量の見直しに基づき、66,474トンとする。
- ・作業日数は、平成28年度の作業日数に基づき、310日とする。
- ・車種、積載基準、能率及び収集作業形態 (S・W) は、各区の平成28年度収集作業計画を踏まえ設定する。
- ・直営車の比率は、各区の平成28年度収集作業計画及び配車計画に基づき、新大型特殊車全体の13.2%、小型プレス車全体の23.3%とする。
- ・作業組数 (小数点第1位切り上げ) は「処理量÷積載基準÷能率」で求める。
- ・S・Wは、収集運搬モデルに適用する収集作業形態の種類であり、Sは「シングル作業」、Wは「ダブル作業」をそれぞれ表す。
- ・正規人員の週休代替及び予備の算出方法は、各区の平成28年度収集作業計画を基に、週休代替 (小数点第1位切り上げ) =稼動×20.0%、予備 (小数点以下四捨五入) = (稼動+週休代替) ×11.9%である。
- ・軽小型貨物車 (狭小路地対策等) の運転には、専門の人員を配置しない。

〈個別的事項〉

1 清掃総務費

① 総務管理費

総務管理費について、経費の性質が類似する指導費を統合するとともに、算定を縮減する。

【標準区経費】（一部固定）

○総務管理費

報酬、給与費、 職員手当等、賃金	142,362,580 円 ⇒	142,362,580 円	(±0円)
報償費	176,000 円 ⇒	0 円	(△ 176,000円)
旅費	143,286 円 ⇒	163,286 円	(+20,000円)
需用費	441,700 円 ⇒	1,809,000 円	(+1,367,300円)
役務費（通信運搬費）	617,100 円 ⇒	317,000 円	(△ 300,100円)
役務費（電信料）	0 円 ⇒	206,000 円	(+206,000円)
委託料	4,018,700 円 ⇒	1,835,000 円	(△ 2,183,700円)
使用料及び賃借料	3,786,800 円 ⇒	1,082,000 円	(△ 2,704,800円)
備品購入費	97,600 円 ⇒	0 円	(△ 97,600円)
負担金補助及び交付金	200,000 円 ⇒	764,000 円	(+564,000円)
補償補填及び賠償金	0 円 ⇒	82,000 円	(+82,000円)

○指導費

旅費、需用費、 負担金補助及び交付金、 補償補填及び賠償金	391,068 円 ⇒	0 円	(△ 391,068円)
-------------------------------------	-------------	-----	--------------

計	152,234,834 円 ⇒	148,620,866 円	(△ 3,613,968円)
---	-----------------	---------------	----------------

② 普及調査費

普及調査費について、算定を充実する。
また、事業名を普及調査費から普及啓発費に改める。

【標準区経費】（全比例）

報償費	90,400 円 ⇒	112,000 円	(+21,600円)
需用費	4,890,900 円 ⇒	5,371,000 円	(+480,100円)
役務費	269,500 円 ⇒	208,000 円	(△ 61,500円)
委託料（印刷物配布委託）	1,450,300 円 ⇒	902,000 円	(△ 548,300円)
委託料（イベント会場運営委託）	184,000 円 ⇒	266,000 円	(+82,000円)
使用料及び賃借料	164,800 円 ⇒	212,000 円	(+47,200円)
負担金補助及び交付金	0 円 ⇒	865,000 円	(+865,000円)
計	7,049,900 円 ⇒	7,936,000 円	(+886,100円)

※下表の各数値は、清掃総務費の合計値である。

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	59,728,130	57,721,430	4,066	3,999	△ 67
比例費	100,758,060	100,036,892			

2 収集作業費

① 管理運営費

管理運営費について、収集運搬モデルの改定（収集作業△3人）に合わせて人件費及びその関連経費を見直し、算定を縮減する。

【標準区経費】（一部固定）

給与費	966,705,207 円 ⇒	943,649,991 円	(△ 23,055,216円)
職員手当等	42,601,830 円 ⇒	41,518,230 円	(△ 1,083,600円)
旅費	134,268 円 ⇒	131,262 円	(△ 3,006円)
需用費（被服・保護具購入費）	6,210,252 円 ⇒	6,062,142 円	(△ 148,110円)
需用費（その他）	31,585,000 円 ⇒	31,585,000 円	(±0円)
役務費（被服クリーニング）	1,189,973 円 ⇒	1,161,593 円	(△ 28,380円)
役務費（電話料等）	2,189,800 円 ⇒	2,189,800 円	(±0円)
委託料、使用料及び賃借料、 工事請負費、備品購入費	25,408,200 円 ⇒	25,408,200 円	(±0円)
計	1,076,024,530 円 ⇒	1,051,706,218 円	(△ 24,318,312円)

② 作業運営費（廃棄物処理手数料を除く。）

作業運営費について、算定を縮減する。

【標準区経費】（一部固定）

賃金	6,480,000 円 ⇒	5,730,890 円	(△ 749,110円)
需用費（消耗品費）	5,611,500 円 ⇒	4,944,000 円	(△ 667,500円)
需用費（印刷製本費）	8,697,200 円 ⇒	8,597,000 円	(△ 100,200円)
役務費（通信運搬費）	398,100 円 ⇒	274,000 円	(△ 124,100円)
役務費（電信料）	0 円 ⇒	518,000 円	(+518,000円)
旅費	0 円 ⇒	9,018 円	(+9,018円)
委託料（徴収事務委託）	13,458,500 円 ⇒	11,583,000 円	(△ 1,875,500円)
委託料（保管配送委託）	1,032,800 円 ⇒	626,000 円	(△ 406,800円)
委託料（収集運搬委託）	237,248,300 円 ⇒	237,248,300 円	(±0円)
委託料 （ごみ処理券データ作成委託）	0 円 ⇒	8,000 円	(+8,000円)
委託料 （ごみ処理券システム保守委託）	0 円 ⇒	452,000 円	(+452,000円)
委託料 （粗大ごみ受付システム保守委託）	0 円 ⇒	818,000 円	(+818,000円)
使用料及び賃借料 （高速道路利用料等）	1,663,000 円 ⇒	284,000 円	(△ 1,379,000円)
使用料及び賃借料 （ごみ処理券システム機器）	0 円 ⇒	89,000 円	(+89,000円)
使用料及び賃借料 （粗大ごみ受付システム機器）	0 円 ⇒	289,000 円	(+289,000円)
備品購入費	976,800 円 ⇒	0 円	(△ 976,800円)
償還金利子及び割引料	0 円 ⇒	118,000 円	(+118,000円)
【特定財源】（一部固定）			
使用料及び手数料 （粗大ごみ処理手数料）	114,926,000 円 ⇒	114,926,000 円	(±0円)
差引一般財源	160,640,200 円 ⇒	156,662,208 円	(△ 3,977,992円)

③ 動物死体処理費

動物死体処理費について、算定を充実する。

【標準区経費】（全比例）

需用費	137,700 円	⇒	77,280 円	(△ 60,420円)
役務費	2,269,296 円	⇒	2,845,675 円	(+576,379円)
備品購入費	29,400 円	⇒	21,000 円	(△ 8,400円)

【特定財源】（全比例）

使用料及び手数料 (動物死体処理手数料)	1,055,600 円	⇒	943,800 円	(△ 111,800円)
諸収入 (受託事業収入)	261,994 円	⇒	377,300 円	(+115,306円)
差引一般財源	1,118,802 円	⇒	1,622,855 円	(+504,053円)

④ リサイクル推進事業費

リサイクル推進事業費について、算定を充実する。

また、区による資源回収事業と集団回収事業では、資源ごみ量の固定・比例の割合が大きく異なることから、本事業を資源回収事業費と集団回収事業費に分割する。

○リサイクル推進事業費

【標準区経費】（一部固定）

事業費	921,587,331 円	⇒	0 円	(△ 921,587,331円)
-----	---------------	---	-----	------------------

【特定財源】（全比例）

諸収入 (資源売払収入)	158,166,450 円	⇒	0 円	(△ 158,166,450円)
差引一般財源	763,420,881 円	⇒	0 円	(△ 763,420,881円)

○資源回収事業費

【標準区経費】（一部固定）

職員手当等	0 円	⇒	446,760 円	(+446,760円)
賃金	0 円	⇒	78,800 円	(+78,800円)
旅費	0 円	⇒	35,571 円	(+35,571円)
需用費	0 円	⇒	6,389,000 円	(+6,389,000円)
委託料 (収集運搬委託)	0 円	⇒	637,131,000 円	(+637,131,000円)
委託料 (資源化委託)	0 円	⇒	273,800,000 円	(+273,800,000円)
委託料 (資源等持ち去り対策)	0 円	⇒	5,308,000 円	(+5,308,000円)
委託料 (コンテナ洗浄等委託)	0 円	⇒	4,276,000 円	(+4,276,000円)
委託料 (適正処理困難物処理委託)	0 円	⇒	3,621,100 円	(+3,621,100円)
備品購入費	0 円	⇒	125,000 円	(+125,000円)

【特定財源】（一部固定）

諸収入 (資源売払収入)	0 円	⇒	125,357,000 円	(+125,357,000円)
差引一般財源	0 円	⇒	805,854,231 円	(+805,854,231円)

○集団回収事業費

【標準区経費】（一部固定）

賃金	0 円	⇒	199,000 円	(+199,000円)
報償費	0 円	⇒	44,670,000 円	(+44,670,000円)
需用費	0 円	⇒	926,000 円	(+926,000円)
役務費	0 円	⇒	59,000 円	(+59,000円)
委託料	0 円	⇒	192,000 円	(+192,000円)
使用料及び賃借料	0 円	⇒	113,000 円	(+113,000円)
備品購入費	0 円	⇒	10,000 円	(+10,000円)
計	0 円	⇒	46,169,000 円	(+46,169,000円)

⑤ 廃棄物処理手数料

廃棄物処理手数料について、平成29年10月の単価引き上げ（36.5円/kg⇒40.0円/kg）の影響及び特別区の徴収実績を踏まえ、算定を改善する。

【特定財源】（一部固定）

使用料及び手数料 （廃棄物処理手数料）	222,494,000 円	⇒	211,799,000 円	（△ 10,695,000円）
差引一般財源	△ 222,494,000 円	⇒	△ 211,799,000 円	（+10,695,000円）

※下表の各数値は、収集作業費の合計値である。

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	290,869,355	280,916,954	47,123	49,258	2,135
比例費	1,487,841,058	1,569,298,558			

3 収集車両費

① 車両維持運営費

車両維持運営費について、収集運搬モデルの改定に合わせて関連経費を見直し、算定を縮減する。

【標準区経費】（一部固定）

給与費	69,165,648 円	⇒	69,165,648 円	（±0円）
職員手当等	2,401,010 円	⇒	2,401,010 円	（±0円）
需用費	5,123,310 円	⇒	4,963,184 円	（△ 160,126円）
役務費	506,740 円	⇒	451,990 円	（△ 54,750円）
原材料費	994,146 円	⇒	856,037 円	（△ 138,109円）
備品購入費	490,746 円	⇒	490,746 円	（±0円）
公課費	369,800 円	⇒	295,700 円	（△ 74,100円）
計	79,051,400 円	⇒	78,624,315 円	（△ 427,085円）

② 車両雇上費

車両雇上費について、収集運搬モデルの改定に合わせて算定を充実する。

【標準区経費】（一部固定）

役務費	421,987,578 円	⇒	426,609,159 円	（+4,621,581円）
-----	---------------	---	---------------	---------------

③ 車両購入費

車両購入費について、収集運搬モデルの改定に合わせて算定を縮減する。

【標準区経費】（一部固定）

備品購入費	9,368,000 円	⇒	7,763,600 円	（△ 1,604,400円）
-------	-------------	---	-------------	----------------

※下表の各数値は、収集車両費の合計値である。

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	75,800,252	75,975,913	21,754	21,895	141
比例費	434,606,726	437,021,161			

4 処理処分費

処理処分費について、東京二十三区清掃一部事務組合の平成28年度実績を踏まえ、算定を縮減する。

【標準区経費】（一部固定）

可燃ごみ処理作業費	1,553,845,882 円	⇒	1,457,397,226 円	(△ 96,448,656円)
不燃ごみ処理作業費	124,082,900 円	⇒	132,048,000 円	(+7,965,100円)
粗大ごみ処理作業費	111,345,700 円	⇒	101,666,000 円	(△ 9,679,700円)
し尿処理作業費	7,769,600 円	⇒	8,612,000 円	(+842,400円)
建物・車両維持管理費	31,782,040 円	⇒	34,580,000 円	(+2,797,960円)
最終処分委託料	99,726,564 円	⇒	99,726,564 円	(±0円)

【特定財源】（全比例）

使用料及び手数料 （廃棄物処理手数料）	578,253,000 円	⇒	568,838,000 円	(△ 9,415,000円)
諸収入 （エネルギー売払収入）	397,536,520 円	⇒	374,329,000 円	(△ 23,207,520円)
諸収入 （有価物売払収入）	47,895,410 円	⇒	14,910,000 円	(△ 32,985,410円)

差引一般財源	904,867,756 円	⇒	875,952,790 円	(△ 28,914,966円)
--------	---------------	---	---------------	-----------------

※下表の各数値は、処理処分費の合計値である。

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	69,304,347	69,304,347	23,883	23,119	△ 764
比例費	835,563,409	806,648,443			

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	50	経済労働費（生活経済費）	経常
事業名	公衆浴場助成事業費		
<p>● 概要</p> <p>公衆浴場助成事業費について、公衆浴場数及び助成単価を見直し、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定） 負担金補助及び交付金 19,734,000円 ⇒ 26,586,000円（+6,852,000円） (@759,000円×26所) (@1,266,000円×21所)</p>			
		標準区一般財源所要額（円）	23区合計額（百万円）
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)
固定費	9,108,000	12,660,000	493 663 170
比例費	10,626,000	13,926,000	

No	51	経済労働費（産業経済費）	経常
事業名	商工振興費（工業振興費助成）		
<p>● 概要</p> <p>包括算定されている商工振興費（工業振興費助成）について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 負担金補助及び交付金（工業振興費助成） 9,470,000円 ⇒ 100,956,000円（+91,486,000円）</p>			
		標準区一般財源所要額（円）	23区合計額（百万円）
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)
固定費	69,165,648	69,165,648	12,897 14,567 1,670
比例費	619,410,335	710,896,335	

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	52	土木費（都市整備費）	経常
事業名	都市整備総務費（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定経費）		
<p>● 概要</p> <p>都市緑地法第4条に定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定（改定）に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別区の実態を踏まえ、計画期間は10年とし、総事業費の1/10を単年度経費として算定する。 <p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>委託料 14,607,000円 × 1/10 = 1,460,700円</p>			
		標準区一般財源所要額（円）	23区合計額（百万円）
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)
固定費	59,101,782	60,562,482	8,599 8,633 34
比例費	271,436,743	271,436,743	

No	53	土木費（道路橋りょう費）	経常
事業名	道路占用料		
<p>● 概要</p> <p>平成28年4月に特別区の道路占用料が改定されたことから、道路維持補修費及び道路占用許可取締事務費の特定財源（道路占用料）について、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【特定財源】（全比例）</p> <p>使用料及び手数料（道路占用料）</p> <p>（道路維持補修費） 1,072,796,000円 ⇒ 1,111,983,000円（+39,187,000円）</p> <p>（道路占用許可取締事務費） 13,062,000円 ⇒ 13,539,000円（+477,000円）</p> <hr/> <p>差引一般財源 △1,085,858,000円 ⇒ △1,125,522,000円（△39,664,000円）</p>			
		標準区一般財源所要額（円）	23区合計額（百万円）
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)
固定費	99,111,000	99,111,000	△20,702 △21,913 △1,211
比例費	△752,723,281	△792,387,281	

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	54	土木費（公園費）	経常																					
事業名	公園使用料・占用料																							
<p>● 概要</p> <p>平成28年4月に特別区の公園占用料が改定されたことから、公園維持管理費及び種別補正における河川敷公園維持管理費の特定財源（公園使用料・占用料）について、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【特定財源】（全比例） 使用料及び手数料（道路占用料） （公園維持管理費） 24,550,800円 ⇒ 21,965,000円（△2,585,800円） （河川敷公園維持管理費） 6,451,200円 ⇒ 1,147,000円（△5,304,200円） <hr/> 差引一般財源 △31,002,000円 ⇒ △23,112,000円（+7,890,000円）</p> <p>※標準区一般財源所要額は「公園維持管理費」のみの数値、23区合計額は公園費（経常）全体の数値となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>184,192,018</td> <td>184,192,018</td> <td rowspan="2">20,342</td> <td rowspan="2">20,681</td> <td rowspan="2">339</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>256,940,551</td> <td>259,526,351</td> </tr> </tbody> </table>				標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	184,192,018	184,192,018	20,342	20,681	339	比例費	256,940,551	259,526,351
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																					
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																			
固定費	184,192,018	184,192,018	20,342	20,681	339																			
比例費	256,940,551	259,526,351																						

No	55	土木費（道路橋りょう費）	投資																					
事業名	特別区債（道路改良）の見直し																							
<p>● 概要</p> <p>道路改良に係る事業経費について、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別区の実態として、「道路改良」事業に特別区債を発行することは稀であるため、標準算定より「特別区債」及び「元利償還金」を廃止する。 <p>【特定財源】（全比例） 特別区債 76,900,000円 ⇒ 0円（△76,900,000円） 【標準区経費】（全比例） 元利償還金 77,631,466円 ⇒ 0円（△77,631,466円） <hr/> 差引一般財源 731,466円 ⇒ 0円（△731,466円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="2">31</td> <td rowspan="2">0</td> <td rowspan="2">△31</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>731,466</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	0	0	31	0	△31	比例費	731,466	0
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																					
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																			
固定費	0	0	31	0	△31																			
比例費	731,466	0																						

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	56	土木費（道路橋りょう費）、その他諸費（公債費）	経常・投資																										
事業名	【態容補正】道路・橋りょうの新設及び拡幅等の特別区債、公債元利償還金の見直し																												
<p>● 概要</p> <p>道路新設・拡幅に係る事業経費について、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 【態容補正】道路・橋りょうの新設及び拡幅経費（道路橋りょう費） 土木費（投資）の態容補正Iにより加算されている道路の新設・拡幅経費について、加算額を算出するにあたり事業費から差引いている特定財源に「特別区債」を加える。さらに、現行では加算額を算出するにあたり乗じている係数（3/4）について廃止する。 公債元利償還金（その他諸費） 上記において、事業費より控除した特別区債の元利償還金を、「その他諸費」の「公債元利償還金」において算定する。（平成29年度以降に発行した特別区債に係る元利償還金を、測定単位に加算する。） <p>※見直しによる影響は、各区の事業実績により変動するため算出できない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	—	—	—	—	—	比例費	—	—	—	—	—
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																										
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																								
固定費	—	—	—	—	—																								
比例費	—	—	—	—	—																								

No	57	教育費（小学校費・中学校費）	経常																										
事業名	【小・中学校費】学校運営費（ICT支援委託）																												
<p>● 概要</p> <p>ICT支援委託に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校費 委託料（ICT支援委託） 17,688,000円 ○中学校費 委託料（ICT支援委託） 11,862,000円 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>81,577</td> <td>82,258</td> <td>681</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>3,527,339,700</td> <td>3,556,889,700</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	0	0	81,577	82,258	681	比例費	3,527,339,700	3,556,889,700			
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																										
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																								
固定費	0	0	81,577	82,258	681																								
比例費	3,527,339,700	3,556,889,700																											

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	58	教育費（小学校費・中学校費）	経常																																							
事業名	【小・中学校費】学校運営協議会等経費																																									
<p>● 概要</p> <p>学校運営協議会等に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準区における学校運営協議会及び学校評議員の設置見込校数（平成32年度まで）を、特別区全体の導入率をもとに設定し、各年度の校数により標準区経費が連動するように算定する。 <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table border="0"> <tr> <td>○小学校費</td> <td></td> <td>◆標準区における設置見込校数（平成30年度）</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>2,075,000円</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>学校運営協議会</th> <th>学校評議員</th> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>13校</td> <td>7校</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>7校</td> <td>4校</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>1,268,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>66,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,409,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○中学校費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>1,316,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>575,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>37,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,928,000円</td> <td></td> </tr> </table>				○小学校費		◆標準区における設置見込校数（平成30年度）	報償費	2,075,000円	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>学校運営協議会</th> <th>学校評議員</th> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>13校</td> <td>7校</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>7校</td> <td>4校</td> </tr> </table>	区分	学校運営協議会	学校評議員	小学校	13校	7校	中学校	7校	4校	需用費	1,268,000円		役務費	66,000円		計	3,409,000円		○中学校費			報償費	1,316,000円		需用費	575,000円		役務費	37,000円		計	1,928,000円	
○小学校費		◆標準区における設置見込校数（平成30年度）																																								
報償費	2,075,000円	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>学校運営協議会</th> <th>学校評議員</th> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>13校</td> <td>7校</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>7校</td> <td>4校</td> </tr> </table>	区分	学校運営協議会	学校評議員	小学校	13校	7校	中学校	7校	4校																															
区分	学校運営協議会	学校評議員																																								
小学校	13校	7校																																								
中学校	7校	4校																																								
需用費	1,268,000円																																									
役務費	66,000円																																									
計	3,409,000円																																									
○中学校費																																										
報償費	1,316,000円																																									
需用費	575,000円																																									
役務費	37,000円																																									
計	1,928,000円																																									
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																																								
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)																																							
固定費	0	0	0 124 124																																							
比例費	0	5,337,000																																								

No	59	教育費（その他の教育費）	経常								
事業名	いじめ問題対策委員会等経費										
<p>● 概要</p> <p>いじめ問題対策委員会等に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>報酬</td> <td>468,350円</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>124,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>595,350円</td> </tr> </table>				報酬	468,350円	需用費	3,000円	役務費	124,000円	計	595,350円
報酬	468,350円										
需用費	3,000円										
役務費	124,000円										
計	595,350円										
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）									
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)								
固定費	0	595,350	0 14 14								
比例費	0	0									

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	60	教育費（その他の教育費）	経常										
事業名	PTA活動推進費												
<p>● 概要</p> <p>PTA活動推進に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table> <tr> <td>報償費</td> <td>171,000円</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>388,000円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>191,000円</td> </tr> <tr> <td>負担金補助及び交付金</td> <td>1,034,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,784,000円</td> </tr> </table>				報償費	171,000円	需用費	388,000円	使用料及び賃借料	191,000円	負担金補助及び交付金	1,034,000円	計	1,784,000円
報償費	171,000円												
需用費	388,000円												
使用料及び賃借料	191,000円												
負担金補助及び交付金	1,034,000円												
計	1,784,000円												
		標準区一般財源所要額（円）	23区合計額（百万円）										
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)										
固定費	0	727,000	0 32 32										
比例費	0	1,057,000											

No	61	教育費（その他の教育費）	経常		
事業名	私立幼稚園協会補助事業費				
<p>● 概要</p> <p>私立幼稚園協会補助事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table> <tr> <td>負担金補助及び交付金</td> <td>1,855,000円</td> </tr> </table>				負担金補助及び交付金	1,855,000円
負担金補助及び交付金	1,855,000円				
		標準区一般財源所要額（円）	23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)		
固定費	0	1,174,000	0 45 45		
比例費	0	681,000			

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	62	教育費（その他の教育費）	経常						
事業名	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費								
<p>● 概要</p> <p>私立幼稚園等保護者負担軽減事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table> <tr> <td>負担金補助及び交付金（入園料補助）</td> <td>63,900,000円</td> </tr> <tr> <td>負担金補助及び交付金（保育料補助）</td> <td>335,610,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>399,510,000円</td> </tr> </table>				負担金補助及び交付金（入園料補助）	63,900,000円	負担金補助及び交付金（保育料補助）	335,610,000円	計	399,510,000円
負担金補助及び交付金（入園料補助）	63,900,000円								
負担金補助及び交付金（保育料補助）	335,610,000円								
計	399,510,000円								
		標準区一般財源所要額（円）	23区合計額（百万円）						
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)						
固定費	0	0	0 10,655 10,655						
比例費	0	399,510,000							

No	63	教育費（その他の教育費）	経常																									
事業名	音楽鑑賞教室																											
<p>● 概要</p> <p>音楽鑑賞教室に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table> <tr> <td>需用費</td> <td>126,000円</td> <td>⇒</td> <td>100,000円</td> <td>(△26,000円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>69,000円</td> <td>⇒</td> <td>1,660,000円</td> <td>(+1,591,000円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>2,880,000円</td> <td>⇒</td> <td>7,834,000円</td> <td>(+4,954,000円)</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>266,400円</td> <td>⇒</td> <td>936,000円</td> <td>(+669,600円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,341,400円</td> <td>⇒</td> <td>10,530,000円</td> <td>(+7,188,600円)</td> </tr> </table>				需用費	126,000円	⇒	100,000円	(△26,000円)	役務費	69,000円	⇒	1,660,000円	(+1,591,000円)	委託料	2,880,000円	⇒	7,834,000円	(+4,954,000円)	使用料及び賃借料	266,400円	⇒	936,000円	(+669,600円)	計	3,341,400円	⇒	10,530,000円	(+7,188,600円)
需用費	126,000円	⇒	100,000円	(△26,000円)																								
役務費	69,000円	⇒	1,660,000円	(+1,591,000円)																								
委託料	2,880,000円	⇒	7,834,000円	(+4,954,000円)																								
使用料及び賃借料	266,400円	⇒	936,000円	(+669,600円)																								
計	3,341,400円	⇒	10,530,000円	(+7,188,600円)																								
		標準区一般財源所要額（円）	23区合計額（百万円）																									
区分	現行	改定案	現行(A) 改定案(B) 影響額(B-A)																									
固定費	3,341,400	3,139,000	77 178 101																									
比例費	0	7,391,000																										

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	64	教育費（その他の教育費）	経常																				
事業名	私立幼稚園施設型給付費																						
<p>● 概要</p> <p>私立幼稚園施設型給付費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園施設型給付費における、処遇改善等加算の加算率を13%に見直す。 <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table> <tr> <td>扶助費</td> <td>122,718,036円</td> <td>⇒</td> <td>125,922,468円</td> <td>(+3,204,432円)</td> </tr> </table> <p>【特定財源】（全比例）</p> <table> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>34,724,000円</td> <td>⇒</td> <td>35,886,000円</td> <td>(+1,162,000円)</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>43,996,000円</td> <td>⇒</td> <td>45,018,000円</td> <td>(+1,022,000円)</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>43,998,036円</td> <td>⇒</td> <td>45,018,468円</td> <td>(+1,020,432円)</td> </tr> </table>				扶助費	122,718,036円	⇒	125,922,468円	(+3,204,432円)	国庫支出金	34,724,000円	⇒	35,886,000円	(+1,162,000円)	都支出金	43,996,000円	⇒	45,018,000円	(+1,022,000円)	差引一般財源	43,998,036円	⇒	45,018,468円	(+1,020,432円)
扶助費	122,718,036円	⇒	125,922,468円	(+3,204,432円)																			
国庫支出金	34,724,000円	⇒	35,886,000円	(+1,162,000円)																			
都支出金	43,996,000円	⇒	45,018,000円	(+1,022,000円)																			
差引一般財源	43,998,036円	⇒	45,018,468円	(+1,020,432円)																			
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																		
固定費	0	0	1,059	1,084	25																		
比例費	43,998,036	45,018,468																					

No	65	その他	—																							
事業名	【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）																									
<p>● 概要</p> <p>建築工事単価について、東日本大震災の復興需要やオリンピック・パラリンピック需要に伴う工事費の高騰を反映できていないため、各区の予算単価の上昇率を踏まえた単価となるよう算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>⇒補足資料（P43～45）のとおり</p>																										
<p>※下表の各数値は、該当する事業費の合計値である。</p> <table> <tr> <td colspan="2">標準区一般財源所要額（円）</td> <td colspan="3">23区合計額（百万円）</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>現行</td> <td>改定案</td> <td>現行(A)</td> <td>改定案(B)</td> <td>影響額(B-A)</td> </tr> <tr> <td>固定費</td> <td>766,941,555</td> <td>904,026,119</td> <td>197,472</td> <td>220,967</td> <td>23,495</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>4,192,784,787</td> <td>5,009,662,113</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	766,941,555	904,026,119	197,472	220,967	23,495	比例費	4,192,784,787	5,009,662,113			
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																								
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																					
固定費	766,941,555	904,026,119	197,472	220,967	23,495																					
比例費	4,192,784,787	5,009,662,113																								

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	66	その他	—			
事業名	【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）					
<p>● 概 要</p> <p>土木工事単価について、東日本大震災の復興需要やオリンピック・パラリンピック需要に伴う工事費の高騰を反映できていないため、国土交通省・公共工事設計労務単価の上昇率を踏まえた単価となるよう算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>⇒補足資料（P43～45）のとおり</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	453,343,405	453,343,405				
比例費	1,324,551,699	1,468,226,735	63,338	68,966	5,628	

No.65・66 投資的経費に係る工事単価の見直し（建築・土木工事）〔補足資料〕

（1）現行の物騰率による工事単価の算出

前々年度4月～前年度6月の資材費・労務費・共通経費の上昇率から、前年度4月～本年度4月の上昇率を推計することで算出した物騰率を、前年度の単価に乗じることで算出している。それぞれの項目の指標と、各年度の物騰率は以下の通り。

- ・資材費：日銀企業物価指数及び総務省消費者物価指数
- ・労務費：厚生労働省毎月勤労統計の建設業の給与
- ・共通経費：総務省消費者物価指数

○現行の物騰率

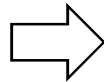
年度	建築工事	土木工事
26	0.4%	1.5%
27	1.9%	1.6%
28	-0.8%	-0.1%
29	-3.2%	-2.2%

（2）建築工事単価の見直し

平成26・27年度分の各区予算単価上昇率を工事単価に反映させ、以後、現行の物騰率によりメンテナンスを行っていく。

○現行の物騰率

年度	建築工事
26	0.4%
27	1.9%
28	-0.8%
29	-3.2%



○見直し後の上昇率

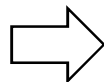
年度	建築工事
26	11.2%
27	7.5%
28	-0.8%
29	-3.2%

（3）土木工事単価の見直し

平成26・27年度分の国土交通省・公共工事設計労務単価上昇率を工事単価に反映させ、以後、現行の物騰率によりメンテナンスを行っていく。

○現行の物騰率

年度	土木工事
26	1.5%
27	1.6%
28	-0.1%
29	-2.2%



○見直し後の上昇率

年度	土木工事
26	19.3%
27	3.4%
28	-0.1%
29	-2.2%

(4) 各工事単価への影響

①建築工事

単位 (円)

			29財調 (現行) ※	30財調 (見直し後)	差額
新設			292,100	341,300	49,200
改築			306,900	358,600	51,700
改築 (公衆便所)			685,000	800,400	115,400
大規模改修			6,400	7,500	1,100
大規模改修 (公衆便所)			8,000	9,400	1,400
車庫			17,700	20,600	2,900
小学校費	大規模改修	校舎	13,828,800	16,159,000	2,330,200
		給食室	1,262,300	1,475,000	212,700
		屋内運動場	2,267,100	2,648,000	380,900
		プール	522,700	611,000	88,300
		校庭	1,412,300	1,650,000	237,700
		フェンス	522,700	611,000	88,300
	改築 (校舎)	建設費	213,900	250,000	36,100
		取壊し経費	14,900	17,400	2,500
		仮設校舎建設費	24,700	28,800	4,100
		給食室設置経費	135,519,000	158,346,000	22,827,000
	改築 (屋内運動場)	建設費	243,400	284,600	41,200
		取壊し経費	13,400	15,500	2,100
	改築 (プール)	建設費	263,900	298,500	34,600
		取壊し経費	19,300	22,500	3,200
		内蔵経費	31,800	37,300	5,500
	改築 (雨水有効利用設備)	建設費	2,100	2,500	400
	中学校費	大規模改修	校舎	14,925,600	17,441,000
給食室			1,263,200	1,476,000	212,800
屋内運動場			2,140,200	2,501,000	360,800
プール			569,200	665,000	95,800
校庭			1,943,700	2,271,000	327,300
フェンス			588,500	688,000	99,500
改築 (校舎)		建設費	213,900	250,000	36,100
		取壊し経費	14,900	17,400	2,500
		仮設校舎建設費	24,700	28,800	4,100
		給食室設置経費	126,431,400	147,726,000	21,294,600
改築 (屋内運動場)		建設費	243,400	284,600	41,200
		取壊し経費	13,400	15,500	2,100
改築 (プール)		建設費	263,900	298,500	34,600
		取壊し経費	19,300	22,500	3,200
		内蔵経費	31,800	37,300	5,500
改築 (雨水有効利用設備)		建設費	2,100	2,500	400
【態容補正】 特別支援学校 及び養護学園		大規模改修	校舎	6,211,700	7,258,000
	給食室		1,263,200	1,476,000	212,800
	屋内運動場		1,278,700	1,496,000	217,300
	プール		440,400	514,000	73,600
	校庭		1,412,300	1,650,000	237,700
	フェンス		522,700	611,000	88,300
	改築 (校舎)	建設費	213,900	250,000	36,100
		取壊し経費	14,900	17,400	2,500
		仮設校舎建設費	24,700	28,800	4,100
		給食室設置経費	126,431,400	147,726,000	21,294,600
	改築 (屋内運動場)	建設費	243,500	284,600	41,100
		取壊し経費	13,400	15,500	2,100
	改築 (プール)	建設費	255,500	298,500	43,000
		取壊し経費	19,300	22,500	3,200

※ 現行の金額は、29財調において臨時的に算定された分を除いたもの

②土木工事

単位（円）

	29財調（現行）※	30財調（見直し後）	差額
道路維持補修費（工事請負費）	126,913,000	149,643,000	22,730,000
細街路拡幅事業費（工事請負費）	38,870	46,230	7,360
私道整備助成金（工事請負費）	11,600	13,900	2,300
交通安全施設維持補修費（工事請負費）	11,071,000	13,239,000	2,168,000
橋りょう維持補修費【種別】（工事請負費）	6,429,000	7,689,000	1,260,000
公園維持管理費（改良工事費）	99,567,000	119,078,000	19,511,000
河川敷公園【種別】（工事請負費）	23,021,000	27,534,000	4,513,000
児童遊園【種別】（工事請負費）	9,142,000	10,934,000	1,792,000
道路改良（工事費）	11,600	13,900	2,300
道路改良（透水性舗装等工事費）	450	530	80
道路緑化	19,541,000	23,370,000	3,829,000
ガードパイプ取替	10	12	2
ガードパイプ取替【種別】	18,400	21,900	3,500
鋼橋【種別】	453,600	542,600	89,000
木橋・石橋・コンクリート橋【種別】	249,300	298,100	48,800
公園（工事費）	18,400	21,900	3,500

※ 現行の金額は、29財調において臨時的に算定された分を除いたもの

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	67	その他	—			
事業名	特別交付金					
<p>● 概要</p> <p>透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%を基本に見直す。</p> <p>● 主張内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 各々が安定的な財政運営を行うためにも、各区の需要は、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先すべきである。平成29年度財調協議では、普通交付金の財源不足を踏まえて区側提案の見直しも行ったことから、普通交付金の原資を確保するためにも割合の見直しを主張する。 算定の透明化を図るため、以下の事業をもとに、算定メニューの例示を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 地方交付税における特別交付税の算定事業 普遍性の観点から協議不調もしくは算定廃止になった事業 特別交付金（3月交付分）に関する東京都総務局行政部区政課の通知に記載された事業 <p>⇒詳細は補足資料（P47～50）のとおり</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	—	—	—	—	—	
比例費	—	—	—	—	—	

都区財政調整特別交付金に関する算定メニューの例示について

算定メニューの位置づけ

◆特別交付金の各申請区分において、例示するメニューの内容に合致するものは少なくとも算定されるべきと都区で確認するものであり、このメニューに従って申請することを強制・限定するものではない。

都区財政調整特別交付金において、各区分で少なくとも算定されるべき内容を都区で確認することを目的に、現時点で例示が可能である(1)地方交付税における特別交付税の算定事業、(2)普遍性の観点から協議不調もしくは算定廃止になった事業、(3)特別交付金(3月交付分)に関する東京都総務局行政部区政課の通知に記載された事業の3点に基づき例示を行うものである。

そのため、申請時にメニューに当てはめて申請する(例：A-ア-○)ような趣旨ではなく、各区分の算定内容を下記に限定するものではない。また、例示メニューは、今後も状況により更新・追加することを想定している。

- …(1)地方交付税における特別交付税の算定事業
 …(2)普遍性の観点から協議不調もしくは算定廃止になった事業
 …(3)特別交付金(3月交付分)に関する東京都総務局行政部区政課の通知に記載された事業

【A-ア 災害等の復旧に要する経費】

1	大火災のうち、復旧に要する経費
2	公共施設火災のうち、復旧に要する経費
3	被災地域の応援等に要する経費のうち、復旧に要する経費
4	災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費のうち、復旧に要する経費
5	干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による特別の財政需要のうち、復旧に要する経費
6	災害等廃棄物処理事業に要する経費
7	文化財の災害復旧に要する経費
8	活動火山対策に要する経費のうち、復旧に要する経費
9	災害復旧事業等及び自然災害防止事業等の起債償還金(当該年度起債分)のうち、復旧に要する経費
10	災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別の地方債の元利償還金のうち、復旧に要する経費
11	公営企業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金のうち、復旧に要する経費
12	連年の災害による財政需要の増加のうち、復旧に要する経費
13	地震対策に要する経費のうち、復旧に要する経費が多額
	その他、上記に類する経費を含む、「災害等の復旧に要する経費」

【A-イ 災害等の応急対策に要する経費】

1	大火災のうち、応急対策に要する経費
2	公共施設火災のうち、応急対策に要する経費
3	被災地域の応援等に要する経費のうち、応急対策に要する経費
4	災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費のうち、応急対策に要する経費
5	干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による特別の財政需要のうち、応急対策に要する経費
6	高齢者等の雪下ろし支援に要する経費
7	活動火山対策に要する経費のうち、応急対策に要する経費
8	多額な除排雪に要する経費
9	災害復旧事業等及び自然災害防止事業等の起債償還金(当該年度起債分)のうち、応急対策に要する経費
10	災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別の地方債の元利償還金のうち、応急対策に要する経費
11	公営企業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金のうち、応急対策に要する経費
12	防災集団移転促進事業に要する経費
13	連年の災害による財政需要の増加のうち、応急対策に要する経費
14	災害廃棄物処理事業に要する経費
15	地震対策に要する経費のうち、応急対策に要する経費が多額
16	災害の画像情報を伝送するためのシステムの運営に要する経費のうち、応急対策に要する経費が多額
	その他、上記に類する経費を含む、「災害等の応急対策に要する経費」

【A-ウ 災害減免による財政収入の減少】

1	災害による財政需要の増加又は財政収入の減少
2	連年の災害による財政収入の減少

【A-エ その他災害等に要する経費】

1	被災水産業者対策に要する経費
2	災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び損失補償に要する経費
3	東日本大震災への対応経費【H27財調(H23～27年度分)、28財調(H28年度分)】
4	熊本地震への対応経費【H28財調】
	その他、上記に類する経費を含む、「災害等に要する経費」

【B-ア 災害等の未然防止に要する経費】

1	不発弾等の処理に要する経費
2	災害復旧事業等及び自然災害防止事業等の起債償還金(当該年度起債分)のうち、未然防止に要する経費
3	かけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費
4	特殊地下壕対策事業に要する経費
5	災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費
6	地域防災マネージャーの活用に関する経費
7	地震対策に要する経費のうち、未然防止に要する経費が多額
8	災害の画像情報を伝送するためのシステムの運営に要する経費のうち、未然防止に要する経費が多額
	その他、上記に類する経費を含む、「災害等の未然防止に要する経費」

【B-イ 公害対策等緊急の環境改善に要する経費】

1	家畜伝染病対策に要する経費
2	渇水対策に要する経費
3	鉱害対策に要する経費
4	緩衝緑地造成事業に要する経費
5	石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金
6	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費
7	地盤沈下対策に要する経費
8	アスベスト改修事業に要する経費 ※「アスベスト対策経費」(※H17年度再調整で一括算定)で算定済の経費を除く
9	地下水の汚染対策に要する経費が多額
10	公害対策に要する経費が多額
	その他、上記に類する経費を含む、「公害対策等緊急の環境改善に要する経費」

【B-ウ 地方交付税(市町村分)の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象となっていない財政需要】

1	再生振替特例債の利子支払額
2	不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費
3	法人税割の精算に係る精算不能額
4	軽費老人ホームの運営に要する経費(利用料減免事業に係る経費)
5	計量法指定市町村となつたことによる商工行政費の増額
6	病院に要する経費
7	学校医等の公務災害補償に要する経費
8	防衛施設周辺の整備事業に要する経費
9	軌道撤去に要する経費
10	大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に要する経費
11	職員の海外派遣に要する経費
12	患者輸送車等に要する経費
13	高齢者保健福祉施策の推進に要する経費
14	病院事業に係る追加費用の負担に要する経費
15	海外研修生の受入れに要する経費
16	土地開発公社の経営の健全化に要する経費
17	自動車運送事業に係る共済追加費用に要する経費
18	多額な公債費負担
19	指定自立支援医療(更生医療に限る。)に係る費用の負担に要する経費
20	有床診療所に要する経費
21	不採算地区公的診療所等の助成に要する経費
22	コイヘルペスウイルス病対策に要する経費
23	第三セクター等改革推進債の利子支払額
24	医師の派遣を受けることに要する経費
25	不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金

26	地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利子支払額等
27	スクールバス等に要する経費
28	地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費
29	準用河川の改修等に要する経費
30	小学校又は中学校のプレハブ校舎の建設等に要する経費 ※P261「義務教育施設大規模改修」で算定済の経費を除く
31	有害鳥獣の駆除に要する経費 ※P158「鳥獣被害対策事業費」で算定済の経費を除く
32	留学生支援に要する経費
33	特定の疾病対策に要する経費 ※P136「後天性免疫不全症候群対策費」で算定済の経費を除く
34	地方バス路線の運行維持に要する経費
35	包括外部監査契約に基づく監査に要する経費
36	個別外部監査契約に基づく監査に要する経費
37	中小企業対策に要する経費 ※P175「商工振興費」で算定済の経費を除く
38	病院事業の再編等の実施に伴う除却等に要する経費
39	浄化槽設置整備事業に要する経費
40	観光立国の推進に要する経費
41	農業共済事業に要する経費
42	公債費負担の計画的な適正化に要する経費
43	病院内保育所の運営に要する経費 ※P110「病児保育事業」で算定済の経費を除く
44	携帯電話等エリア整備事業に要する経費
45	地域力創造のための外部人材の活用に関する経費
46	指定暴力団対策に要する経費
47	傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費
48	電気通信に関する施設の維持管理に要する経費
49	ラジオ難聴解消対策に要する経費
50	新型インフルエンザ予防接種に要する経費
51	分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費
52	多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費
53	小規模学童保育に要する経費
54	地域公共交通再編推進事業に要する経費
55	公共施設等運営権の設定の準備に要する経費
56	空き家対策に要する経費 ←29財調提案(不調)
57	権限の移譲により実施する事務に要する経費
58	大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費
59	移住・定住対策に要する経費
60	人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要
61	交通安全対策に要する経費が多額であること。
62	青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
63	博物館があるため、特別の財政需要があること。
64	公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
65	外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、在留外国人の急増対策、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
66	ため池があるため、特別の財政需要
67	住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額
68	人権教育及び人権啓発に要する経費が多額
69	市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要
70	子宮頸がん等(子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌)ワクチン接種経費【H22、23財調】
71	保険年金に係る最高裁判決を受けた個人住民税の還付額【H23～27財調】
72	地方公務員災害補償基金特別負担金【H24財調】
73	不活化ポリオワクチン経費【H24財調】
74	子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンに要する経費(普通交付金との差額)【H25財調】
75	妊婦健康診査に要する経費(普通交付金との差額)【H25財調】
76	水痘・高齢者肺炎球菌ワクチンに要する経費【H26財調】
	その他、上記に類する経費を含む、「地方交付税(市町村分)の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象となっていない財政需要」

【B-エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要】

1	公金取扱手数料(コンビニ等収納経費)(国民健康保険、介護保険)【H19財調協議】
2	成人保健対策費(前立腺がん検診)【H20財調協議】
3	青少年対策費(姉妹都市・友好都市交流事業(国内))【H21財調協議】
4	健康づくり事業費(歯科医療連携推進事業・歯周疾患改善指導事業)【H24財調協議】
5	教職員福利厚生費【H24財調協議】
6	心身障害者(児)通所訓練事業費(通所授産グループ)【H25財調協議】
7	保育施設整備経費等補助事業費【H26財調協議】

8	休日保育事業費【H26財調協議】
9	創業支援事業費【H26財調協議】
10	都市景観づくり事業費(景観アドバイザー派遣事業、景観教育・啓発事業)【H26財調協議】
11	資源化施設整備費【H27財調協議】
12	総合教育会議(教育大綱作成経費)【H28財調協議】
13	住民基本台帳整備費(コンビニ等交付)【H28財調協議】
14	Dengue熱対策事業費【H28財調協議】
15	公衆無線LAN環境整備費【H29財調協議】
16	健康診査(胃がんリスク検診)【H29財調協議】
17	自転車走行空間整備事業費【H29財調協議】
18	学校選択制関連経費【H29財調協議】
19	外国人英語指導員経費(小学校1、2年生分)【H29財調協議】
20	授産施設管理運営費【H26財調協議】
21	日本脳炎予防接種(H22年度分)【H23財調】
22	子ども・子育て支援新制度にかかる経費【H27財調】
23	風しん抗体検査にかかる経費【H27財調】
	その他、上記に類する経費を含む、「特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」

【C-ウ その他特別の需要】

1	緊急経済対策事業(原油高対応、緊急融資分、雇用対策等)【H20財調】
2	妊産婦健康診査費(妊婦健診6～14回分)【H20財調】
3	住民税フラット化に伴う所得変動による住民税の歳出還付金【H20財調】
	その他、上記に類する経費を含む、「その他特別の需要」

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	68	その他	—																										
事業名	減収補填対策																												
<p>● 概要</p> <p>年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策を検討する。</p> <p>● 主張内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際に起こりうる事態を想定したシミュレーション(※)を行った結果、リーマンショック級の経済危機や激甚災害が発生した場合、発生初年度において、年度途中の大幅な減収に対応できないことが想定しうるようになったことから、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策を特別区が講じられるよう、早急に検討を進めることを求める。 <p>(※)シミュレーション等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別区が、一般の市町村と同様の減収補填対策が可能と仮定した場合、リーマンショックの影響が表面化した平成21年度のケースでは、600億円規模の減収補填債を発行できる想定になる。しかしながら、特別区は減収補填債を十分に活用できなかったこともあり、財調基金取崩し等により対応した経緯がある。 一方、実際に起こりうる事態の想定として、リーマンショック級の経済危機が発生した場合と、激甚災害が発生した場合とで、特別区における初年度の影響額を試算したところ、それぞれ1,500億円、1,400億円規模の減収が想定されることが明らかになった。 財調基金が枯渇した状況においてこのような事態が発生した場合、発生初年度において、年度途中の大幅な減収に対応できないことが想定しうる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改定案</th> <th>現 行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	—	—	—	—	—	比例費	—	—	—	—	—
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																										
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																								
固定費	—	—	—	—	—																								
比例費	—	—	—	—	—																								

No	69	その他	—																										
事業名	都市計画交付金																												
<p>● 概要</p> <p>都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう抜本的に見直す。</p> <p>● 主張内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画交付金について、都区の事業実態に見合った配分となるよう規模を拡大するとともに、対象を全ての都市計画事業に広げる等の抜本的な見直しを求めていく。 都区の都市計画事業の実施状況を明らかにすることに加え、都市計画税の用途の明確化を図る観点から、都市計画税の充当事業の詳細や、都が市町村事務として行う都市計画事業の実施状況について提示を求めていく。 引き続き財調協議での議論を求めていくとともに、あらゆる機会を通じて主張していくこと、また財調協議とは別に、都市計画税に係る協議体を都区協議会の下に設置することを求めていく。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改定案</th> <th>現 行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	—	—	—	—	—	比例費	—	—	—	—	—
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																										
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																								
固定費	—	—	—	—	—																								
比例費	—	—	—	—	—																								

平成30年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	70	その他	—																								
事業名	児童相談所関連経費																										
<p>● 概要</p> <p>基準財政需要額に算定した上で、移管される事務の規模に応じて配分割合を変更するとともに、当面発生する準備経費については特別交付金で全額算定する。</p> <p>● 主張内容</p> <p>児童相談所関連経費の都から区への財源移譲方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別区の財源保障制度として都区財調制度が位置づけられているため、特別区が政令の定めにより児童相談所を設置した場合の関連経費については、都区財調の基準財政需要額に算定されるべきものであることを主張していく。 そのうえで、児童相談所関連の事務が都から区に移される役割分担の変更であることから、その規模に応じて都区財調の配分割合の変更をすべきであることを主張していく。 <p>当面発生する準備経費の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点で、当面発生する準備経費について、特別区として標準的な財政需要を設定することは技術的に困難である。また、その多くが単発で発生する経費であり、特別の需要に該当すると考えられることから、当面の間、特別交付金で算定されるべきであることを主張していく。 算定にあたっては、設置時期により不公平が生じないようにするため、算定区分及び交付率（2/2）は統一することを求めていく。 <table border="1" data-bbox="336 1128 1394 1270"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改定案</th> <th>現 行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	—	—	—	—	—	比例費	—	—	—	—	—
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																								
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																						
固定費	—	—	—	—	—																						
比例費	—	—	—	—	—																						